

# 紫苑

## 第5号

### 目次

#### 論文

- 宇治における都市形成の契機について—道長期を素材に— ……岩田 慎平 1

#### 研究ノート

- 『明月記』の宇治関係史料 —鎌倉前期における— ……長村 祥知 14  
 「権門都市」宇治の形成 —摂関家別業を中心に— ……尻池 由佳 30  
 曾我物の古浄瑠璃 ……伊藤明日香 53

#### 特別寄稿

- 須田春子先生について —野口研究室寄贈本の旧蔵者— ……細川 光成 72

#### 活動記録

- 旅行記「伊豆調査旅行記」 ……山岡 瞳 77

2007年3月

京 都 女 子 大 学  
 宗 教 ・ 文 化 研 究 所 ゼ ミ ナ ー ル

# 宇治における都市形成の契機について —道長期を素材に—

岩田 慎平

はじめに—なぜ宇治橋周辺か—

黒田俊雄氏はかつて、それまでの中世史研究においては主に政権の中心や自治の場として注目されていた都市に、中世国家を形成する諸権門の拠点（公家権門—京都、寺家権門—奈良、武家権門—鎌倉）としての位置付けを与えた。今日においては、これらそれぞれの都市内部でも各権門が複雑に入り組み同居している状況が様々に分析されているが、権門と都市との結び付きが指摘されたことは画期的であった。

一方で、様々な経済・流通活動、職人等への注目から、そのような活動に従事する人々の拠点として列島各地に「都市的な場」の存在を指摘したのは網野善彦氏である。網野氏はまた、列島各地のさまざまな社会の実態を明らかにした。それを承けるようにして、列島各地において活動するさまざまな集団と、彼らがその拠り所とした場の存在、及びその実態の解明が進んだ。

また戸田芳実氏は、ある時期の政治状況が同時期の都市（特に首都）の形態に大いに関係があることを指摘したが、

このような指摘を承けて、中世前期においては白河や鳥羽といった院によって設定された都市、平泉藤原氏の手による平泉などが注目されることとなった。何より重要なことは、都市を設定した勢力相互の政治的な関係と、それらの都市の形態の異同との関連がさまざまな点から言及されたことである。

このような研究状況の中で、都市としての宇治に注目する理由は以下の通りである。第一に、院政期において摂関家が「複合権門」化するという動向に、同時期の宇治における街路整備との関連を発掘成果を踏まえた形で明らかにすべきと考える。第二に、白河・鳥羽などのいわゆる「権門都市」や平泉などといった、権門や地域権力と密接に結びついた同時期の他の都市との比較対象として、その実態を明らかにすべきと考える。

そこで本稿は、近年、宇治が摂関家の都市としての姿を整えるのは十二世紀頃であるとする指摘を承けて、そもそも摂関家（藤原北家）が宇治に拠点を構えることとなった前提を考えてみたい。

宇治橋周辺における都市の形成について、その契機としては従来、そこが交通の要地であることが注目された。具体的には、①平安京左京の発展に伴い、左京から奈良や東国への交通路が重要視されるようになるが、宇治川河口付近はその交点にあたること、②淀の渡には架橋がなされず、京都とその南をつなぐ交通が宇治橋に集中しがちであったこと、③淀の津と岡屋津（宇治川河口の港）は巨椋池を挟んでほぼ正面に位置し、水利の便にも優れていたこと、などが挙げられる。

一方で、同様に京都と奈良や東国を結ぶ線上に位置し、王家や藤原北家・その他の貴族によって様々に利用された木幡には、後の宇治橋周辺に見られるような大規模な都市の造営が行われなかったが、これは何故であろうか。

本稿では、まず木幡との比較から、宇治橋周辺部に都市が形成される契機を捉え直してみたい。

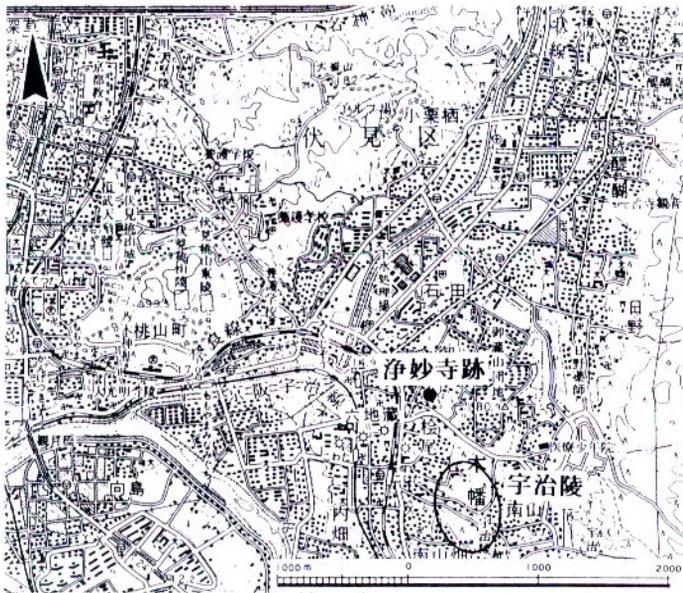


図1 浄妙寺の位置（荒川、2005より）

## I 木幡の展開―道長以前―

藤原北家の宇治橋周辺への進出を考える前提として、まずは木幡について考える。木幡は古くから狩猟や葬送の行われる土地として知られ、現在でもわずかにその痕跡らしきものを残す「宇治陵」と呼ばれる墳墓群が散在する。

### (一) 狩猟地・木幡

狩猟を行う土地としては、たとえば弘仁五年（八一四）九月二十七日に、明日香親王（桓武第七皇子）の宇治別業に、嵯峨天皇が狩猟の際に立ち寄ったとの記事が比較的古い史料である<sup>12</sup>。また、元慶六年（八八二）十二月二十一日に定められた狩猟の禁制地として、山城国葛野郡嵯峨野、北野、愛宕郡栗栖野などと並び、紀伊郡「木幡野」が挙げられている<sup>13</sup>。天慶九年（九四六）十二月三日にも、「己未、太上皇從朱雀院幸宇治院、遊獵。」との記事が見られる<sup>14</sup>。

このような貴族の別業の具体例をもう一つ挙げておこう。『公昔物語集』巻二九の第三四「民部卿忠文の鷹、本の主を知れる語」は、宇治に邸宅を構えた藤原忠文の説話である<sup>15</sup>。それによると、「民部卿藤原忠文と云ふ人」は、「宇治に住みければ、宇治の民部卿となむ世の人云ひける」という人物であった。彼は「鷹をぞ極めて好」んでいたのだが、あるとき、同じく鷹を好む式部卿重明親王という人物がこの忠文のもとを訪れ、忠文から鷹を譲り受けた。重明親王が、

受け取った鷹を早速試してみようとしたのが「木幡の邊」であった。

この説話から、藤原忠文が宇治に邸宅を持っていたこと、それらの邸宅を起点にして貴族相互の交流が行われたこと、また、先述のとおり木幡は狩猟の地として定着していたらしいことなどが伺える。

以上のことから木幡は、洛中及びその近隣においてみだりには行い得ない狩猟のための土地として、時に禁制の対象ともなるほどにそれが行われていた場所であった。

### (二) 葬送地・木幡

次に葬送の地としての木幡も確認しておこう。

木幡浄妙寺については、道長との関係も合わせて後述することにして、木幡が藤原氏にとってどのように意識される場所であったのかを考えてみたい。

結論を先に提示するならば、そこには藤原氏の中でも、北家の影響がより強く浸透していたようである。『日本紀略』寛弘八年（一〇一一）十月二十二日条には、三条天皇即位の報告を行った山陵のなかに宇治も挙げられているのだが、そこには冬嗣と小さく注記が付されている<sup>17</sup>。宇治の陵墓への報告は、すなわち冬嗣の陵墓への報告ということであろう。つまり宇治は、冬嗣以下の藤原北家の墓地との認識があったと見られるのである<sup>18</sup>。

これらのことから、木幡は狩猟の場、および主に藤原北家の墓地として認識されていた土地であったことがわかる。交通の便も良く、京都にほど近い木幡は恰好の土地だったのであろう。しかしそのような特性も含めて、住居を構えるには適当な土地ではなく、狩猟や各種遊興のための宿営としては、近隣の宇治に邸宅等を設けることが好まれたようである。

以上を踏まえて、次に木幡が道長の時代にどのような位置付けを与えられるのか、木幡浄妙寺の建立を中心に考えてみたい。

## II 藤原北家と木幡—木幡浄妙寺を中心に—

『宇治市史』によると、都市としての宇治がクローズアップされるのは道長時代であるという。具体的な動向としては、道長が浄妙寺を造営したこと、それ以外では道長は主として遊樂のため宇治へ赴くこと、宇治への交通手段は舟が多く用いられ、舟中での遊宴が少なくなかったこと、などが挙げられる。つまり、道長にとつての宇治とは、宗教・遊興などの非日常の空間であるという。

従来は、このような宗教・遊興などは非政治的・脱政治的なものとして理解されがちであったが、では、それを行

う人物が国家の重要事項決定に関与する者である場合はどうか。太政官の首班である道長が宇治に赴き、彼の地に一定の拠点を設けることなどの意義を、再検討する必要があると思われる。

そこで、Iで見えてきたような木幡と宇治に、道長がそれどのような形で関与したのかを順に検討してゆくこととする。ここではまず木幡浄妙寺に対する評価を検討してみたい。

木幡がそもそも藤原北家の墓地として認識されていたようであることは、前段で見たとおりである。では道長の時代に木幡はどのように位置付けられたのか。

藤原北家の墓地との共通理解は存在したものの、その体系的な整備は行われていなかったようで、『栄花物語』には伊周が木幡へ参つてみたが、先祖の墓はどれが誰のものであるかも判別できないという状況が描かれている。また『大鏡』にも、父である藤原兼家の木幡への参向に道長も同行したのだが、そこは先祖の納骨場であるにもかかわらず野ざらし状態であり、それを憂えて道長が三昧堂の建立を決定したとある。これらの記述に影響を与えたと思われる『木幡寺被始法花三昧願文』にも同様の記述があり、道長以前の木幡は藤原北家の墓地としての認識にもかかわらず、整備も行われない荒廃したものとなっていたようである。

そこへ三昧堂（木幡淨妙寺）の建立が行われるのは寛弘年間（一〇〇四―一〇一二）である。事業の概要は以下の通りである。

- ・ 寛弘元年（一〇〇四）二月十九日、道長、陰陽師らを同行し木幡三昧堂の立地を定める（『御堂関白記』）。
- ・ 寛弘二年（一〇〇五）九月二十日、藤原行成、木幡寺（淨妙寺）鐘銘を道長に献上（『權記』）。
- ・ 同年九月―十月、木幡寺の建造（『御堂関白記』）。
- ・ 同年九月二十三日、木幡寺供養の事を定める（『權記』）。
- ・ 同年十月十九日、木幡淨妙寺供養（『小右記』、『權記』、『日本紀略』）。

・ 寛弘四年（一〇〇七）十二月二日、淨妙寺に多宝塔建立（『權記』、『日本紀略』）。

淨妙寺の中核をなす法華三昧堂は、発掘の成果から五間四面の方形堂であったとされている。これは延暦寺東塔・西塔などに設けられたものと同様で、初期の法華三昧堂の姿であるという。

木幡淨妙寺については既に、摂関体制の確立を示す、氏族内部の結束を図る、「藤原氏の聖地」化を図る、などの評価がある。それらの評価に加えて、供養の儀式は御齋会に准じて行われたことから、それを通じて、本来は私的な行事に諸官司を動員する前例を作ること、またそれによって

藤原北家（直接的には道長自身）のステイタスアップを図ることが目的とされたものであると位置付けることができであろう。

上島享氏は、道長が天皇・諸院宮と並ぶ王権構成者として国家鎮護の法会を主催するようになることなどを例にとり、そのような法会の運営や寺院の造営に際して国家機構を私的に動員することによって、新たな貴族層編成のための原理を創出したと論じた。このことは、道長が天皇の外戚たる地位や朝廷の一上たる地位に安住せず、現実の権勢を制度化・構造化するための取り組みであると評価できるという。木幡淨妙寺の落慶供養を「准御齋会」として執り行った意義も、単に木幡には多くの藤原北家出身の母后の墓地も存在するからというだけではなく、道長自身による自らの権勢を制度化・構造化するという流れ（とりわけその初期のもの）のなかに位置付けることが可能であると考えられる。

また、寺院そのものよりも、落慶供養の儀式が重視されたと見るのは、この淨妙寺を知行する者を一門には限定せず、「世之人中殊以道心者」をもって知行させると規定したことからも推測できるし、淨妙寺における儀式がこの後重視された形跡が、少なくとも道長期には確認できないからである。

このように、道長は以前より藤原北家の墓地として縁のある木幡を舞台とした浄妙寺の落慶供養を通じて、藤原北家、なかでも道長自身の朝廷内における主導的地位の確立を示すこととなったのである。

一方で、木幡が浄妙寺を中心として藤原北家（とりわけ北家御堂流）の活動拠点となり、都市的な場として発展してゆく契機は見出し得ない。それは宇治橋周辺に集約されてゆくが、そこで次に、宇治橋周辺地区の、道長期における動向を見てゆくこととする。

### Ⅲ 道長期の宇治

#### (一) 宇治家

まず道長と宇治との関係の契機であるが、直接的なものとして挙げられるのが「宇治家」である。

『小右記』長保元年（九九九）八月九日条

（己未）（前略）今日補所々職司、既司久利朝臣、藤原

忠邦、菅原保在、雑色所長、紀時忠、藤宰相示送云、

今日中宮可出御里第、而無上卿、只今召仰供奉行啓之

所司者、左府拂晚引率人々、向宇治家（自六条左府後

家手、買領処也）、今夜可渡彼家云々、似妨行啓事、

上達部有所憚、不參内歟、（後略）

ここに記されているように、木幡浄妙寺造営から過ると五年ほどの内に道長は六条左大臣源重信の後家より「宇治家」を買収していたことがわかる。

しかし、この「宇治家」が政務や儀礼の中心に政治的な場所として機能していたと思われる史料は見出し得ない。京都へも奈良へも一日以内で移動可能である点から、主に南都へ向かう際の中継点として、同時に遊興の場としても利用されたものと思われる。

#### (二) 一上としての道長と宇治

もともと宇治が京都と南都とを結ぶ中間点に位置し、中継地点として恰好の場所であったことに加え、浄妙寺造営以降は主として遊樂のため道長が公卿・殿上人を率いての宇治下向を行うことが増えたことから、道長の時代の宇治が注目されることとなった。

長徳元年（九九五）、道長の兄でそれぞれ関白を務めた道隆・道兼が相次いで没し、左大臣源重信も辞職した。翌長徳二年（九九六）に道長はそれまでの右大臣から左大臣へ昇り、以降、寛仁元年（一〇一七）に太政大臣となり、その翌年（寛仁二年、一〇一八）に辞職するまで、太政官運営は道長の主導するところとなる。その道長が宇治と京都とを往還し、そこに一族近親・諸貴族が多く扈從することで、人や物の結集・交流の場となる契機が生ずると考えら

れる。

次は、道長が宇治へ赴く事例を検討し、そこにどのような意義が見出せるのかを考えてみたい。

・寛弘四年（一〇〇七）二月 宇治で遊覧。上達部・殿上人同行（『御堂関白記』）。

・長和二年（一〇一三）十月六・七日 宇治で遊覧。近親公卿ら同行（『御堂関白記』）。

・長和四年（一〇一五）二月二十三日 頼通邸より宇治へ向かう（『御堂関白記』）。

・長和四年（一〇一五）十月十二日 宇治で遊覧、上達部八九人ばかりを同行（『御堂関白記』）。

・寛仁元年（一〇一七）二月、道長太政大臣を辞す。

・寛仁元年（一〇一七）十月二十五日 宇治で遊覧（『御堂関白記』）。

・寛仁二年（一〇一八）九月二十六日 宇治で遊覧（『御堂関白記』、『日本紀略』）。

以上のように、道長が宇治を訪れることは数年に一度という程度である。

これは、政務運営の中心である道長が京都を離れることは、政務の停滞を招くからであると考えられる。たとえば、寛仁二年（一〇一八）九月二十六日の宇治での遊覧は、道長をはじめとして、頼通（摂政内大臣）以下の公卿雲客が

挙つて宇治別業へ向かうというものであった（同二十八日に帰京<sup>31</sup>）。その間政務の行われた形跡はないから、（公卿雲客を引率するのであれば尚更）道長の宇治下向は太政官における政務の休止を伴うものであったといえる。また、道長が宇治滞在中で太政官において政策の審議が行われている場合、その過程で内裏と宇治との間に使者を交わすことはあつても、重要な決定には道長自身の決済が必要とされたようである。最終的には道長が参内していたようである。このことは、朝廷の政務運営の場はあくまでも京都であること、政務運営の場には然るべき決済者を必要としたことを示している<sup>32</sup>。

一方で、その同時期で比較的自由に京都を離れていたことがわかるのは、東三条院、小一条院、花山院といった人々で、これらは政局からある程度超越・逸脱した人々であったと言える。彼ら・彼女らは主に信仰目的で、比較的自由に京都を離れることができたのである。このことに関連させつつ、最後に道長の晩年とその信仰、及びそれと宇治との関係について簡単に振り返っておきたい。

### （三）出家後の道長

道長が出家するのは寛仁三年（一〇一九）三月二十一日、五十四歳でのことである。この後、道長は信仰へ傾斜してゆくが、そこに木幡淨妙寺の影響を見出すことは難しい。

出家と同年の九月には諸卿侍臣を従え東大寺に参向し、そこで受戒を遂げている。また同年の十二月には比叡山において廻心菩薩戒を受けており、その間の同年十月には宇治で遊興を行うが、木幡淨妙寺については触れられるところがない。

これは、晩年に出家し信仰に傾斜してゆく道長にとつて、木幡淨妙寺が占める位置はさして重要なものとは言えず、現世や来世における救済に結びつくものでもない、祖先供養の地であるに過ぎなかったということなのであろう。

おわりに

最後に、本稿の論点をもう一度振り返っておく。

淨妙寺造営以前、木幡は狩猟と葬送の地として名が知れていた。特に葬地としては、藤原北家のものとして、より強く意識される場所であった。しかしそういった特性上、居住の地としては好まれなかったようである、宇治橋周辺が別業の地として用いられた。

また、淨妙寺落慶供養以前には木幡や宇治へ貴族が一度に大挙して下向することはなく、したがってそこが直接に政治の場となることはなかった。淨妙寺の供養は、「准御齋会」という儀式的性格上、多くの貴族が参加し、朝廷にお

ける道長の主導的地位を誇示する初期の例とも言えるが、儀式自体はいわば一過性のものではあった。

そして、淨妙寺建立を主導した道長個人の信仰においても、木幡淨妙寺がその中心地となることはなく、そこはあくまでも一族の祖先供養の地であった。

淨妙寺創建以降には、道長は（木幡を素通りするようにして）宇治の別業へしばしば下向するが、貴族を引率することはあつても、宇治で国政の重要事項が決定されることはなかった。しかし、道長自身が京都にも宇治にも邸宅を構え、それらの間を往還すること、そこに一族近親・諸貴族が扈從すること、人や物の結集や交流の場が生じる契機は見出すことができよう。このことは、院政期における政務の場である洛中、仏事の場としての白河、遊興の場としての鳥羽という、それぞれの都市の機能分担を想起させる。

本稿でも触れたように、道長以前にも朱雀上皇や藤原忠文らが宇治に別業を構えていた事実を確認できる。しかし彼らの朝廷における政治的な重要性は高いものとは言えず、公卿雲客を多数引き連れて宇治へ赴くようなことはありえなかった。それに対して、道長は「宇治家」取得と時を同じくするようにして太政官の首班となる。宇治を舞台に朝廷の政務が行われることはなかったが、道長の宇治下向は

多くの公卿雲客を伴うものであり、遊興などを通じて人や物の結集や交流が生じることとなった。すなわち、道長が宇治に拠点を構えたことと、道長が太政官の首班として国政の中心人物となったことは、宇治が都市としての発展を遂げる上で、対をなす契機であったと評価できる。

宇治はこのあと、頼通期以降の変化を以て都市としての段階を異にするが、その考察はまた別の課題である。

- (1) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」(『日本中世の国家と宗教』岩波書店、一九七五年(初出、一九六三年))。
- (2) 網野善彦「中世都市論」(『岩波講座日本歴史七 中世三』岩波書店、一九七六年)。
- (3) 網野善彦「東と西の語る日本の歴史」講談社学術文庫、一九七八年(初版、そして、一九八二年)。
- (4) このようなさまざまな中世都市に関する研究は、「中世都市研究」(新人物往来社、一九九四年)などに蓄積されている。
- (5) 戸田芳美「王朝都市論の問題点」(初出、一九七四年)、同「王朝都市と荘園体制」(初出、一九七六年)(ともに「初期中世社会史の研究」東京大学出版会、一九九一年)。
- (6) 美川圭「京・白河・鳥羽 院政期の都市」(元木泰雄編「日本の時代史七 院政の展開と内乱」吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (7) 元木泰雄「院政期政治史研究」思文閣出版、一九九六年。
- (8) 美川氏前掲論文。
- (9) 従来の研究は、林屋辰三郎・藤岡謙二郎編「宇治市史 第二

巻中世の歴史と景観」宇治市役所、一九七四年の叙述にしたがう。

(10) 「木幡」の範囲については諸説あるが、本稿では現在の京都市伏見区桃山から宇治市黄檗地区あたりまでの範囲を「木幡」に含むと考える。

(11) 現在、三十七基が指定され宮内庁によって管理されているが、個別の埋葬者の特定は困難である。

(12) 「日本後紀」弘仁五年(八一四)九月庚子(二十七日)条 庚子、遊獵栗前野、日暮御彈正尹明日香親王宇治別業、親王奉獻、賜侍臣衣被。

(13) 「三代実録」元慶六年(八八二)十二月二十一日己未条 廿一日己未。勅。山城国葛野郡嵯峨野、充元不制、今新加禁。樵夫牧豎之外、莫聽放鷹追兔。同郡北野、愛宕郡栗栖野、紀伊郡芹川野、木幡野、乙訓郡大原野・長岡村、久世郡栗前野・美豆野・奈良野、宇治郡下田野、綴喜郡出原野、天長年中、既禁從禽。今重制断。山川之利、藪沢之生、与民共之、莫妨農業。但至于北野、不在此限也。大和国山辺郡都介野、天長承和、累代立制。今宜加禁、莫例縱獵、制弘禽鳥、許採草木。美濃国不破・安八両郡野、本自禁制、永為藏人所獵野。播磨国賀古郡野、印南郡今出原、印南野、神埼郡北河添野・前河原、賀茂郡宮来野河原・尔可支河原、先既有制。今重禁断。嘉祥三年下符、勿禁採樵牧馬、備前国児島郡野永為藏人所獵野。承和之制、今縁不行、何禁蕪蕪。莫害農畝、惣施法禁。領下諸国。

(14) この年の四月二十日に朱雀から村上への讓位が行われ、同七

月十日より朱雀上皇・穩子太皇太后は内裏から朱雀院へ移つて  
いる。

(15) 佐藤謙三校注『今昔物語集 本朝世俗部 下巻』(角川文庫  
版) 角川書店、一九五五年。

(16) ここでいう「宇治」とは、木幡に散在する陵墓と考えて差し  
支えないものと考ええる。

(17) 『日本紀略』寛弘八年(二〇二二)十月二十二日条

辛酉。告御即位之由於山陵。山階。柏原。嵯峨。深草。

後田邑。宇治等也。

なお、この注記に対する史料批判も必要ではあるが、ここで  
はひとまず信頼して論を進めることとする。

(18) 当時の氏族意識については、『権記』長徳四年(九九八)十  
一月十九日条に「藤氏爵巡相當京家奏申文者二人、文利延頼等  
也、京家長者輔遠所擧、文利當巡賜爵已了」と見えるごとく、  
「京家長者」が「京家」の叙爵について管理していたことから、  
「京家」や或いは「北家」という意識が共有されていたことが  
伺える。

これを敷衍して考えるに、註十七で見た宇治の山陵に見える  
「冬嗣」の注記は、そこが冬嗣を祖とする藤原氏(すなわち藤  
原北家)の墓地であった、と認識されていたことを示すと考え  
られる。

なお、林屋辰三郎氏は、冬嗣・基経の墓所は木幡ではなく  
「深草山」に存在したとし、木幡に藤原北家代々の墓所が存在  
したとする見方に疑義を呈する(林屋辰三郎「藤原道長の淨妙  
寺に就いて」(『古代国家の解体』東京大学出版会、一九五五

年))。しかし、波多野忠雅氏、堅田修氏、大津透氏らも指摘  
するように、①その史料解釈にはやや無理があること、②「貞  
信公記」にも忠平が何度か木幡の基経の墓を詣でたとの記事が  
見えること、③たとえ「木幡寺被始法花三昧願文」(註二十四、  
参照)に道長の創意が加えられていたにせよ、もともと藤原北  
家と関連の薄い場所に祖先供養のための三昧堂を建立すること  
は考えがたいことなどから、やはり木幡は冬嗣以下の藤原北家  
によって強く意識される場所であったと考える(堅田修「藤原  
道長の淨妙寺について」『撰閏時代史の研究』吉川弘文館、一九六  
五年)。「波多野忠雅『藤原道長淨妙寺創建考』造営の背景に対  
する再検討を基調として」(『史泉』三九、一九六九年)。大  
津透「日本の歴史〇六、道長と宮廷社会」講談社、二〇〇一年)。

(19) 京都と奈良を結ぶ交通路、及び山科から東国へ向かう交通路  
が交差する付近(現在の宇治市六地藏)は、山科川が巨椋池へ  
流れ込む場所でもあるが、恐らくは低湿地帯であるために苑池  
や庭園を伴った邸宅の建造には適さず、港湾機能も期待できぬ  
土地であったものと思われる。当時の具体的な地形・地質に関  
しては後考を期したい。

(20) 林屋氏・藤岡氏、註九前掲書。

(21) 美川圭氏は前掲論文において、院政期の鳥羽殿を取り上げ、  
そこを舞台にした遊樂を通じて院が人的支配を拡大する点に注  
目し、それが「きわめて政治的な行為」であることを指摘して  
いる。道長についても同様の視点からの考察が必要と思われる。

(22) 『采花物語』巻五「浦く」の別(松村博司・山中裕校注「日

本古典文学大系七五 栄花物語 岩波書店、一九六四年。

(23) 「大鏡」下「道長上(藤原氏物語)」一五九段(松村博司校注

「日本古典文学大系二一 大鏡」岩波書店、一九六〇年。

(24) 「政事要略」卷二九、年中行事十二月下。

(前略) 昔弱冠著緋之時。従先考大相国。屢詣木幡墓所。仰三重瞻四域。古塚翠々。幽塚寂々。佛儀不見。只見春花秋月。法音不聞。只聞溪鳥嶺猿。尔時不覺淚下。竊作斯念。我若向後至大位。心事相諧者。争於茲山脚。造一堂。修三昧福助過去。恢弘方来。思以涉歲。不敢語人。(後略)

(25) 荒川史「浄妙寺と宇治陵墓群」『佛教藝術』二七九、二〇〇五年。

(26) 林屋氏・藤岡氏、註九前掲書。

(27) 吉江崇「准御齋会「成立」の歴史的位置—国家儀礼の再編と律令天皇制—」『日本史研究』四六八、二〇〇一年。

藤原北家にとつて縁の深い木幡に法華堂という祖先供養の施設を建立し、その落慶供養を主催したことは、道長が藤原北家の長者としての意識を鮮明にしたものといえる。その意識は「木幡寺被始法花三昧願文」の文言からも窺うことができる。

(前略) 抑檢家譜。万歳藤之榮。所以遠躑萬姓。其理可然。何者始祖内大臣扶持宗廟。保安社稷。淡海公手草詔勅。筆削律令。興佛法。詳帝範。其後后妃丞相積功累德。寔繁有徒矣。建興福寺。法花寺。開勸学院。施業院。忠仁公始長講会。昭宣公点木幡墓所。貞信公建法性寺修三昧。九条右相府建楞嚴院修三昧。先考建法興院修三昧。此外傍親列祖之善根德本。不遑称計。方今時々詣墳墓。為建寺指点形勝。(後略)

ここで道長が、藤原北家の一族(及び鎌足と不比等)のなかで画期をなした人物とその仏法的な事績を取り上げ、自らもそこへ連なることを意図していたことは明らかである。自らの木幡浄妙寺建立を、北家のなかで画期をなした人物がそれぞれ行ってきた仏法に依拠する一族の供養を引き継ぐものとして捉え、ひいては、自らを藤原北家の正統を継ぐ者としてアピールするためのものとして(「准御齋会」として国家的な承認を得ながら)執り行ったといえるだろう。

また、時代や階層は異なるが、頼朝の法華堂において往時を語らひ合い最期を迎えた宝治合戦における三浦氏の行動は、法華堂という宗教施設がもつ一族統合の機能を示唆していて興味深い(「吾妻鏡」宝治元年六月五日条、野口実「中世東国武士団の研究」高科書店、一九九四年)。

(28) 上島享「中世王権の創出と院政」『日本の歴史』〇八 古代天皇制を考える』講談社、二〇〇一年。なお、上島氏が例に挙げたのは、道長郎における季御説経の開催や法成寺の造営であるが、この木幡浄妙寺造営もそういった事業の一つに位置付けることができると思う。

(29) 「小右記」寛弘二年(一〇〇五)十月十九日条  
(甲午) 今日木幡寺供養日也、(中略) 左府於堂前被示彼是云、件寺事、如形所草創也、向後一門達、可被興隆、又可知行件寺事之人、不限門徒、只被用於世之中殊以道心者、可令知行者。

(30) なお、『花鳥余情』第二五(室松岩雄校訂編輯「河海抄、花鳥余情、紫女七論」国学院大学出版部、一九〇八年)には、

「長徳四年（岩田註、九九八年）十月の比御堂関白此院を買とり」とある。

(31) 『日本紀略』寛仁二年九月二十六日条

乙酉。前太政大臣并摂政内大臣相率公卿雲客。向宇治別業。自淀津乗船。有興遊。

なお、『御堂関白記』同月二十八日条に帰京したことが記されている。

(32) 『殿暦』長治元年（一一〇四）九月二十六日条裏書

故宇治殿御宇治間、奏者常參也、故大殿御時又如此、而世間殊奇怪、仍両頭来歎、故殿仰、故御堂除目時入御宇治、自内

(33) このことには、院政期の白河・鳥羽における院御所議定においては主に院の家政に関わることが審議され、国家的な重要政務は京中の院御所で審議・決定がなされたこととの類似性が見出せる（美川氏前掲論文）。

(34) 『日本紀略』寛仁三年（一一〇一）三月二十一日条

廿一日戊寅。前太政大臣従一位藤原朝臣道長落飾入道（五十。法名行観。後改行寛）（後略）

(35) 『日本紀略』寛仁三年（一一〇一）九月二十七日条／二十九日条／三十日条

・廿七日庚辰。入道前太政大臣為受戒。参向東大寺摂政内大臣以下諸卿侍臣屢從濟々。但布衣也。

・廿九日壬午。今日。入道前大相国於東大寺受戒也。

・卅日癸未。被帰京。

(36) 『日本紀略』寛仁三年（一一〇一）十二月十三日条／二十一日

日条

・今日。入道前太政大臣於天台山受廻心菩薩戒。

・廿一日丁酉。入道前太政大臣自台山帰京。去十三日為受廻

心菩薩戒登山。七箇日間。被修七佛薬師法也。

（岩田註、この十二月二十一日条の記事は「新訂増補国史大系第十一卷 日本紀略後編 百練抄」新装版第二刷、吉川弘文館、二〇〇四年では「寛仁四年十二月廿一日条」に当たる箇所に記載されている。しかし、十三日と二十一日の両日条を参照すれば「寛仁三年十二月二十一日」の出来事として理解するのが妥当であると考え、このように記した）。

(37) 『日本紀略』寛仁三年（一一〇一）十月廿三日条

其日。入道前太政大臣於宇治別業喚文人賦詩。題云。漁火知夜水。

(38) 道長はほかにも聖徳太子や空海の墓の整備にも熱心であり、そのような道長個人の信仰と木幡淨妙寺の建立との関連性の有無についても考察が必要であると思われる。またそれらの問題も含めて、十〜十一世紀頃の社会における祖先祭祀に関してはさまざまな再考を要する（恵美人士氏のご教示による）。これらの点は筆者の非力から本稿に反映させることができなかった。今後の課題として御海容頂きたいと思う。

(39) 宇治市域における土器様相の考古学的な分析によると、十一世紀頃は京都に類似した土器が多く確認できるのに比べ、十二世紀頃には宇治において独自の土器も多く確認できるといふ。十二世紀代における摂関家の権門都市としての街路整備と併せて、興味深い指摘である（大原瞳氏のご教示による）。

※ 本稿は、平成十八年度京都女子大学宗教・文化研究所共同研究「撰閲家の空間における政治と文化（中世前期の宇治に関する総合的研究Ⅰ）」による成果の一部である。共同研究を主催された野口実先生と共同研究員諸氏には貴重なご意見を賜った。

また、関西学院大学大学院日本史学研究演習の出席諸氏、特に西山克先生と恵美人士氏からは貴重なご意見を頂戴した。

ここに記して謝意を表したい。

執筆の機会を与えて下さった京都女子大学宗教・文化研究所の野口実先生、本年も編集の労をとって下さった山岡瞳氏に、衷心より御礼申し上げます。

# 『明月記』の宇治関係史料 — 鎌倉前期における —

長村 祥知

本稿は、『明月記』の承久年間以前の記事から、宇治に関する史料を収集したものである。

宇治は、近年の中世前期都市論において、摂関家との関係や洛中の近郊という位置などから注目を集めている。今後の研究の発展が期待される地であり、その基礎となる史料集の作成が望まれることは多言を要すまい。

しかるに、今日、各種史料の索引やフルテキストデータベースが公開・公開されつつあるが、『明月記』の地名については、同様のものは公開されていない。他方、自治体史では『宇治市史』の一冊に、林屋辰三郎責任編集『宇治市史年表』（一九八三年）がある。しかし、本稿で対象とする承久以前の『明月記』の記事は、わずかに九件を挙げるにすぎず、それとて史料本文を記したものではない。

如上の研究史的段階にあつては、本稿にもいくらかの意義はあるものと思われる。

収集した『明月記』の宇治関係の記事から、①平等院や、院・摂関家の別業が所在し、②彼らの南都下向などの際の

中継地点となり、③藤氏長者の就任儀礼—宇治入り—が行われ、④強訴などの洛中を指す武装集団に対して、宇治川や平等院が京の防衛線として機能した、こと等が指摘できる。

これらは、『明月記』や鎌倉前期に限らず、他の史料からも窺えることではある。しかし、概して残存史料の少ない後鳥羽院政期において、『明月記』に詳細な、あるいは独自の記事がある点は特筆される。

例えば、建仁三年十二月十日条から、後鳥羽の宇治新御所の規模や調度を窺うことができる。宇治新御所の形式は、後鳥羽が他の御所では寝殿造を追求することとは相違して、特例であるとされる（太田静六「鎌倉時代における貴族の邸宅」同『寝殿造の研究』吉川弘文館、一九八七年。初出一九五二年）。後鳥羽は度々宇治を訪れており、他にも例えば元久元年七月十四条からは、「裸形」の近臣らと水練・乗馬に興じていたことがわかる。

詳細ではないが、他の史料には見えない情報として、八条院西御方母や、藤原雅隆の宅が宇治に所在したことがわ

かる（正治二年正月十二日条、建保元年九月四日条）。八条院西御方は、『尊卑分脈』に松殿基房の娘、公明室、実忠母とある人物で、その母は未詳であるが、三条公教娘の可能性が指摘されている（稲村栄一『訓注明月記』一、建久九年正月十九日条の注釈。松江今井書店、二〇〇二年）。藤原雅隆は、良門流通信の息男で、歌人家隆の兄である。従来、宇治の別業は、院や摂関家のものが注目されてきたが、それ以外で宇治に住んでいた貴族も、意外と多いのではないだろうか。

俗人のみならず、僧でも、慈円・猷円は、宇治との関係を示す記事が度々所見する（元久元年二月十四日条、建仁三年十二月一日条など）。

この他にも興味深い記事は多々あるが、その活用を読者諸賢に期待し、浅学の贅言はこのあたりでとどめることとしたい。

【付記】本稿は、平成十八年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部である。また、平成十八年度京都女子大学宗教・文化研究所共同研究の成果の一環である。なお、原稿の電子データ入力に山岡瞳氏のご助力を得た。感謝申し上げます。

### 【例言】

・本稿に挙げた史料は、建久八年以前は史料纂集本を、それ以降は国書刊行会刊本を用いて検索し、左記の影印版により校訂を加えた。なお、『明月記』原本断簡集成（明月記研究会編『明月記研究提要』八木書店、二〇〇六年）に翻刻された断簡には、関係史料を見出せなかった。

冷泉家時雨亭文庫編『明月記』一～三

（朝日新聞社、一九九三～一九九八年）。

尾上陽介編『明月記―徳大寺家本』一～四、八

（ゆまに書房、二〇〇四年～二〇〇六年）。

・影印版に見える首書、見せ消し等は基本的に省略した。ただし、文意から必要と判断した一部の首書は「」で示した。

・改行は基本的に影印版によったが、天候記事の下など一部は省略した。

・割書き、細字は「」で示した。

・字体は基本的に常用漢字を用いた。

・前略、中略、後略は…で示した。

・年号は改元新年号を用いた。

・人名比定につき、稲村栄一『訓注明月記』一～八（松江今井書店、二〇〇二年）を参照した。

・「木幡」（コハタ・コワタ）は、古代においては宇治郡

(現在の京都府宇治市木幡)のみならず紀伊郡の伏見山(現在の京都市伏見区桃山丘陵)にまたがる広域の汎称であった。そして、現今の狭域地名として定着するのは平安後期以後とされる「木幡村」「京都府の地名」平凡社、一九八一年)。「明月記」を通覧したところ、現在の伏見山を含む、狭義の宇治地域(平等院近辺)に隣接する場所、と認識されていたことが窺える。本稿では、今後の検討に資する可能性を考えて拙速な現在地比定を避け、管見に入った史料を全て提示した。なお、「明月記」では「木綿」と表記することが多く、注意を要する。

【表】には、本稿に挙げた「明月記」の日付を載せ、左側に刊本・影印版の巻と頁を記した。日付の右側には簡単な記事の内容を記し、関係記事群を横線で区別した。別の目的地に行く途中で宇治を通るといった類の記事は、区別した。

『明月記』治承四年(一一八〇)三月五日条

朝間猶陰、関白始入宇治給云々、過門前給、殿上人十余人、前駟衣冠、……

『明月記』治承四年(一一八〇)五月廿六日条

謀反之輩引率三井寺惡徒、夜中過山階、赴南京、官軍追之、於宇治合戦、遂奔至于南京、賊徒多梟首、藏人頭重衡朝臣、右少将維盛朝臣婦參献俘云々、有交名、(徳大寺家本では傍線部がなく、首書に「謀反之輩赴南京、官軍追之、於宇治合戦、賊徒多梟首事」とある)

『明月記』治承四年(一一八一)閏二月十五日条

天晴、藏人頭重衡朝臣、自宇治道発向、赴関東(遭喪中陰之内、禪門遺言云々)、……

『明月記』建久六年(一一九五)十月廿九日条

天晴、晝鐘以前着衣冠参大炊殿、殿下御浴云々、此間漸聞鐘、即出御、……予褰大将殿御簾、騎馬馳走大炊(西)、高倉(南)、此間微雨、於八条取笠、九条雨止、天晴、親能朝臣参会、於宇治乘御御船(顕兼拜儲北辺)、即御車於八幡伏拝御如例(献御沓)、已始翹着佐保殿、……

『明月記』正治元年(一一九九)二月廿二日条

甲申、春日祭日也、天晴風静、去正月依蒙催勤仕使役、抑今月忌月也、仍申其由之処、不可憚之由重有、院宣、仍領状、上申日去十日也、依関東穢氣延来、洛中被行軒廊御下、諸社祭延引、被用下申日云々、……此間在九条宿

所、近日有子細、殊憚近辺之行粧、仍各先令向深草辺〔藤杜前也〕、乘馬等各未明引遣之、

日出之程裝束〔直衣、当地下之身也、薄色衣紅單衣、今度不出衣、栢夾帶野劍鹿皮弘尻鞆半靴、依無葉深沓〕、密乘八葉車、相具雜人、於藤杜騎馬行列、先私幣、…先是裝束辛櫃等、相副青侍〔小冠〕、令前行〔雜物等付之〕、於宇治橋下馬渡之、於八幡伏礼下馬、入丈六堂休息、

〔明月記〕 建仁二年（一一〇〇） 正月十二日条

…八条院御幸宇治〔西御方母儀宅也〕、中宮行啓八条院、并節分御方違也、…

〔明月記〕 建仁二年（一一〇〇） 五月十六日

…巳時計參最勝講、…事了即退出、歸冷泉、日入之程帰九条、即出之、向鳥羽、月出之後、乗船參春日〔大臣殿若君參給、可御共由有催、申時可參会奈良之由申也〕、今夜在宇治川辺、留船一寝、

〔明月記〕 建仁二年（一一〇〇） 六月十二日条

天晴陰、早日御幸、已出御云々、宇治山方、白片野路渡木津河、其路殊煩多云々、…

〔明月記〕 建仁二年（一一〇〇） 七月廿二日条

…早日有御狩、出御〔宇治山方云々〕、…

〔明月記〕 建仁三年（一一〇三） 二月六日条

…殿仰云、来月二日吉日也、仍欲入宇治、竊以此事強不可被念、近日天變頻示、世間不静、如此晴威儀暫可被略歟、依稠人不申出、

〔明月記〕 建仁三年（一一〇三） 六月廿五日条

天晴、巳時計參白河僧正御房、為申春日詣宇治雜事也、令參院給云々、申付留守人退出、

〔明月記〕 建仁三年（一一〇三） 七月十六日条

…漸及午始、…適七人參人、仍不待皆參出御…九条東行、川原南行、七条院密儀御見物云々、…於稻荷伏拜迎乗替馬、於木綿山乘輿馳奔、儲宇治船津僕從皆尋宿所遣之令食了、可忿出由下知〔申大僧正御房也〕、不經程御車着御〔取御沓參御船〕、中納言殿御坐於舟中、与少納言羞食、下船騎馬於八幡伏礼、又候御沓、自是前陣於贊野池乘輿、腕束帶〔病者暑氣、無斷着狩衣〕、入泉木津小屋、又束帶、騎馬、近在御車前、於法花寺鳥居辺、



国書一 374	—	564	—	346	元久元年	7/10	九条良経		
国書一 374	—	565	—	346	元久元年	7/11	後鳥羽、御幸	* 宇治新御所の儲物	
国書一 375	—	566	—	347	元久元年	7/12	後鳥羽、狩	良経、平等院経藏を覽ず	
国書一 375	—	566	—	348	元久元年	7/13	後鳥羽、狩		
国書一 375	—	566	—	348	元久元年	7/14	後鳥羽、水練・乗馬		
国書一 375	—	566	—	348	元久元年	7/15	後鳥羽、平等院宝藏を覽ず		
国書一 389	—	607	—	388	元久元年	11/24			
国書一 390	—	607	—	389	元久元年	11/25	九条良経、白河別所等を覽ず		
国書一 402	—	20	—	417	元久二年	1/11	前年七月、定家の夢に母		
国書一 403	—	24	—	420	元久二年	1/24	九条良経		
国書一 414	—	46	—	438	元久二年	3/22	九条良輔、宇治宝藏を開く		
国書一 426	—	81	—	466	元久二年	6/19		九条良経	日野
国書一 428	—	94	—	472	元久二年	7/18			
国書一 429	—	94	—	473	元久二年	7/23			
国書一 429	—	95	—	473	元久二年	7/24	九条良経		
国書一 429	—	95	—	473	元久二年	7/26	後鳥羽、御幸		
国書一 429	—	95	—	473	元久二年	7/27	後鳥羽、難宮で相撲、神事		
国書一 429	—	95	—	473	元久二年	7/28	後鳥羽、相撲、神事。定家、梅島を見る		
国書一 429	—	95	—	474	元久二年	7/29			
国書一 429	—	96	—	474	元久二年	7/30	九条良経、平等院宝藏御調度を覽ず		
国書一 429	—	96	—	474	元久二年	⑦/2			
国書二 9	—	290	—	131	承元元年	⑦/4	宇治新御所、焼亡		
国書二 27	—	337	—	187	承元元年	1/26	近衛家実、長者後初		
国書二 101	—	563	—	366	承元元年	5/14	最勝四天王院、障子絵		
国書二 226	—	277	—	106	建暦二年	11/29		九条良平	春日社
国書二 314	—	396	—	213	建暦二年	12/24	畷日		
国書二 327	—	—	—	296	建保元年	9/4	藤原雅隆、出家		
国書二 330	—	—	—	303	建保元年	10/30	武士を派遣		
国書二 333	—	—	—	309	建保元年	11/13			
国書二 333	—	—	—	310	建保元年	11/15			
国書二 333	—	—	—	310	建保元年	11/17			
国書二 336	—	—	—	316	建保元年	11/19			

【注】 纂集：史料纂集。国書：国書刊行会刊。冷泉：冷泉家時雨亭叢書。徳大寺：徳大寺家本。

秉松明令人佐保殿所、於庭御拜如例、次入御、

〔明月記〕建仁三年（一一〇三）八月十九日条

天晴、親康來談、宇治來廿二日延引廿四日云々、

〔明月記〕建仁三年（一一〇三）八月廿四日条

天陰、曙後雨降、終日甚雨（雖間晴不及土乾）、辰時許參上（女院御所）、殿下出御此御所、初入御宇治也、甚雨無便宜、着二藍（青夕テ）、綾襖（青裏、組分結四筋着之）、薄色指貫、練薄色張衣（依老不着生衣）、臨出御期帶劍、隨身四人、紺葛袴、

葛ヲ黄ニ返、狩衣（黄裏）、以墨書尾長烏丸、紺帷帶、狩胡籙、殿上人甚少、

中納言中将殿、浮線綾赤色狩衣、浮文指貫（女郎生衣）、

御隨身、青唐紙狩衣、紺葛袴、帶劍不負矢、

中将殿、黄浮線綾狩衣、以糸縫三葉柏、紅生衣、

御指貫、以糸置本草、殿下近衛武頼在御共（裝束如傍外）、

御隨身、唐紙狩衣、紺葛袴、赤帷、負狩胡籙、

權亮殿、萩浮線綾狩衣、浮文指貫（朽葉生衣）、

御隨身、蘇芳唐紙狩衣、白葛袴、

殿下（御冠直衣）、御隨身上藤負狩胡籙（指具野矢云々、

武安申故実由云々）、

下藪帶劍、皆色々、水干狩襖、

已終凌雨出御、富小路南行、予於伏拝辺垂手輿、尚擁笠、濕融如入水中、

先渡橋入平等院、与大藏卿等群居、御車於向岸御々船、直被付釣殿、下御、經釣殿御堂後、先入御々所、差御饌、公達（三人）、御坐別所（同屋東北角也）、事了被尋御誦經具否、布施取四位家司国行、職事以經衣冠相儲、此事季長朝臣（入道）、文治衣冠とおほゆと申、入道殿仰、更不然、布衣也、季長老耄歟者、松殿仰同前云々、仍可為布衣由被定、而此二人聞前説已着之、雖強不可憚、為向後猶布衣可宜被仰、又遲々歟、殿上人取之例聞有之云々、仍四位（予）、五位親房可取由被仰、

出御着御堂前御座、中納言殿令候北座給、

中将殿令候御座後縁給（權亮殿不坐給）、

長兼朝臣（衣冠）、在弘庇、御導師自南方進事了、退候南庇長押上（此布施自北可取出相示、是又僻事也、依仰經後戸更自南入）、次出御、予取御沓、入御阿弥陀堂（只礼仏許也）、次渡橋に入御一々堂、次入御經藏廻廊門（被閉門戸）、予取御沓入北（東向）、小戸（公達同自此戸參給）、置壇辺、廻廊門壇より經藏まで敷筵（此間雨止）、有家朝臣（院司、衣冠）、長兼朝臣、僧等（供僧三人藏司）、

自左右進寄開戸退下、開三間戸、次殿下公達入御、次第

被開仏經等、此間予、長兼在廻廊辺、小時有召參進、仰云、もたせたりつる物〔裹檀紙〕、可進由可仰御共侍、予

歸出仰大膳進敦尚〔有官別当也〕、裹檀紙卷物ヲ入御硯蓋持來、予取之持參、是被納加物也〔脱沓於壇下昇〕、暫居戸外、小々拝大師像、又退下、又依召參、可被新造院御所之地可御覽、其路間事可仰兼時、出仰之、申云、御車難通、御輿如何、又參申此由、御輿無可召人歟、

予申云、御輿候者不可憚事歟、仰云、何事在哉、還出尋之、能季朝臣具輿云々、仍申其由、仰云、早可相儲、昏黒出御〔參進給、硯蓋返給敦尚〕、經本路出北門、各騎馬、中納言殿以下皆騎馬、但入夜雨降、稠人狼藉無輿、私乘輿退歸了、戊終着九条、沐浴平臥、

〔明月記〕建仁三年（一一〇三）十月三日条

相公來坐、今日參宇治〔僧正〕、只今帰洛、昨日申殿事

同申之、丞相之間事也、此事於今甚難治歟、

京官除目廿三日、九十賀廿七八日之程云々、

明後日水無瀬殿、其比殿下可御宇治云々、

此事山上不静之間、頗不相応歟、未御氣色、

〔明月記〕建仁三年（一一〇三）十月五日条

天晴、辰時許參殿、仰云宇治來八日一定也、

〔明月記〕建仁三年（一一〇三）十月七日条

兼定、光親等參云、依九日行幸宇治延引、

〔明月記〕建仁三年（一一〇三）十月九日条

天晴、隱居休息、今夜行幸大内云々、山門嗽々、宇治御出止云々、

〔明月記〕建仁三年（一一〇三）十一月十九日条

天陰雨降、夕後殊甚、殿下入御宇治云々、依重病不參、

〔明月記〕建仁三年（一一〇三）十一月廿六日条

天晴風静、朝間陰、日出之程着浄衣參上、無程出御〔西面北門〕、御輿、忠信朝臣、隆仲、雅経、頭弁、予騎馬前陣、上北面在御後、人々參会、路頭洞院南、六条東川原、大和大路、深草、木綿山、渡宇治橋〔乍騎馬渡〕、入御新造御所、歴覽一時許之後暫入御、予入平等院僧房小食、還出間已出御、申時着御別当僧正〔雅縁〕新造家、

〔明月記〕建仁三年（一一〇三）十一月廿七日条

天晴、甚暖、辰時參佐保殿〔東帶、螺鈿、細太刀〕、殿下（以下略）、今曉自宇治着御、昨日未時出京、宇治御一宿云々、…

〔明月記〕 建仁三年（一一〇三） 十二月一日条

…着於木津河辺、見付右大舟車〔懸下簾、傾隱于垣根〕、推乘之、僧都（云々）、若狭〔本三人加乘〕、不堪寒風、不知御幸、隱于道側、奉過御幸之後着宇治〔猷闌梨房〕、小食、此間殿下着御云々、依病氣無術不參、密乘船渡河、猶乘車入九条宿所、…

〔明月記〕 建仁三年（一一〇三） 十二月三日条

天晴、大承乍立入坐、明日宇治御幸猶一定云々、殿下今（以下略）日入御宇治、…

〔明月記〕 建仁三年（一一〇三） 十二月四日条

天晴、雪飛、今日宇治御幸云々、…

〔明月記〕 建仁三年（一一〇三） 十二月八日条

天晴、雪飛、申時許、自宇治還御之由、以巷説聞之、…

〔明月記〕 建仁三年（一一〇三） 十二月十日条

天晴、宇治之間事問有長朝臣、少々散不審、

正四位下〔良平〕、從四位下〔兼時〕、以寢殿北面為常御所、

御帳中置二重織物、御宿衣、御枕二、御太刀等入御袋、其傍一間立衣架、懸布衣、御裝束一具〔浮線綾白裡御狩衣、紫匂御衣三、紅單、白御下袴〕、

庇西面立厨子〔御草紙篋、硯篋、火取、檀紙等如恒〕、御炭櫃、炭取、椽手洗、御棚一脚、泥絵、菓子、以同西為二位殿御方、

母屋北間為御寢所、其中二重織物、御宿衣、御枕二、帳前立小几帳、其南一間為常御座云々、傍立厨子一脚、色々檀紙手篋〔鉈、物具等相交〕、

其南一間懸御衣二具、晴一具〔皆織物、紅梅匂十二、青二重織物、海賦綾袴、織物五小袖〕、

藝一具〔紺村濃唐綾衣二、白袴〕、唐綾二小袖、其前底立棚一脚、泥絵、菓子、棚前居椽、手洗、炭取等、当御座前居炭櫃、

以寢殿西南卯西屋為御三品局、母屋西一間為寢所〔置御綾宿衣一領、枕二〕、其東一間懸衣一具〔皆唐綾紫薄様七、同捻合單紅袴、御綾唐衣、顯文砂裳、唐綾三小袖〕、

寢所前立厨子〔手篋、火取、硯篋等如恒、積檀紙百帖、

其前置椽、手洗、炭取等、居炭櫃）、以寢殿西北卯酉屋為台盤所、

立風流壺、厨子一脚（以花田唐綾二段造之）、

厨子上二層居風流菓子十合（以錦造折櫃、以色々錦護袋

二為紙立、以護小緒為折櫃口并帶、一合別八色々唐綾、

御綾二段、造種々菓子）、

厨子中納生綾六十疋（加單文十疋定）、

長絹廿五疋、紅絹廿卷（袴十料）、

厨子前居風流炭櫃、以女房裝束裳唐衣、懸帶、護袋、同

緒、小緒等造之、以白物為炭櫃、女房手箱物具等為炭櫛

十束、蒔繪鏡篋、同白物篋、齒黑女篋已下蔽粧具、各十

積之、銀薰物篋三、入薰物、麝香兩三裹、紅薄椽為火鉢

下、納綿五百兩、

其傍置風流炭取（以紺唐綾一反為炭取、以椽々目結小袖面廿為炭）、

其西作付棚、居繪菓子十合、例菓子十合、唐瓶子二、

其北置例火桶、炭等、其小棚居小坑飯一具、

東一間置炭櫃、炭取等、其西為女房御湯殿、

広御所三間四面、

母屋西間為御座、其上御太刀一（兵具鉞、沃懸地以花橘

為文、葉花彫入銀、実入金）、

其傍置御服、水干、袴（加二御衣、大口等）、

御座前居炭櫃、文机等、御座傍立置物、厨子、置笛、篋、琵琶、箏、和琴等、

其傍置困基、双六、将騎等盤、

母屋庇三行敷帖、為公卿殿上人座、々前並置水干、袴廿

具、々別加衣大口納平裹、或二衣多唐物衣也、

西庇立棚一脚、居繪菓子十合瓶子等、棚前置炭櫃、炭取、

椽、手洗等、

風炉御所

御寢所間、置紺唐綾御宿衣、御太刀、御枕等、其傍一間、

懸御直垂二具（唐物御直垂、小袴白綾紺唐綾等二、小袖

御大口等有之、小湯巾御湯帷加之）、

其北加置直垂、小袴廿具（具別椽々二小袖、大口等）、納

平裹、

其南御会所中、造立炭櫃、以東御座居供御（土器、銀器

等）、以西為公卿座、居饌衝重、其南棚居菓子十合（唐瓶

子二）、其南御中居、々殿上人饌、其南棚中置結物、珍物、

大鯉遣事具等、其西為進物所、

風炉傍為御湯殿居船、御湯殿南為公卿湯殿居船、置湯帷

少々、御棧敷御所八間、

以東二間為御所（置弓、胡籙、杳、行膝、笠等二具、御

物也）、

以西六間為公卿殿上人座、同〔置武具六具、此外又弓伊多突、比岐目、手袋十具〕、北対一二各八間〔各釣棹、置火桶、炭取、居衝重〕、

御殿三間〔立御馬三疋〕、懸飾具打交腹懸差繩、次御厩五間、

以北二間為牛屋〔立御牛二頭〕、置牛童〔水干裝束二具、華廉塚飯一具〕、

以南三間為御厩、置舍人、水干三具〔同置塚飯一具〕、御隨身所、

居同塚飯〔賴次〕、久清參仕、給水干裝束二具、

北面居塚飯、力者屋同居塚飯、

公卿座、殿上已下、所々鋪設如恒、所々灯台、屏風等有之、御船、女房船、公卿船、各船差給裝束、置破子、繫船於釣棹柱、

五日馬二疋置水干鞍、弓胡籙、行膝等被進也、此外進物所并臨時供御、女房衝重、

北面御隨身所、舍人、牛飼、力者、塚飯日々有其沙汰、

〔十日条を流布の写本により補ったという冷泉家本には「以寝殿北面為常御所」以下脱〕

〔明月記〕元久元年（一二〇四）二月八日条

天晴、參殿下、已御出之間也、俄依仰与能季朝臣同車參

宇治、於平等院、々御祈、被始大熾盛光法云々、伴僧廿口、頭弁參入、亥時許事了、

〔明月記〕元久元年（一二〇四）二月十四日条

天晴、早旦出京、參宇治大僧正御房、於平等院入見參、今日大法結願、頭弁〔束帶〕、參入、

〔明月記〕元久元年（一二〇四）三月二日条

權亮殿今日令參日野給〔女院日来七ヶ日籠御〕、小時御共、先入九条殿、辰時許自木綿方參日野〔巳時〕、

〔明月記〕元久元年（一二〇四）七月十日条

〔殿下入御宇治事〕天晴、日来所勞不快、腹痛雖無術、申時許相扶參殿〔九条殿、辰時來宿所相勞〕、即出御〔中納言殿御坐〕、於深草辺乘車、大式、頭弁等連車、以御船渡河、直付新御所、今夜無事、只經營耳、深更退宿所、

〔明月記〕元久元年（一二〇四）七月十一日条

天晴、辰時許參上、縋素集會奔走、被儲物、

御所、尋常布衣御裝束一具、水干御一具、直垂一具、

御宿衣、御枕、御硯、御厨子、檀紙笥、

二位殿御方、御裝束一具〔二重織物、綾御袴、二重織物、御小袖〕、

生御衣、白御小袴、紺帷、枕二、

三品局、裝束一具、又生衣、小袴、白帷、

女房裝束、紺帷、生衣、白小袴廿具、取置一間所、

已上殿中經營、日來人々又調之、

水干十具、直垂廿五具、被置小御所〔已上御房被置〕、

御厩立馬三疋、鞍一具被懸、

見及事許也、

未時御幸、公卿殿上人如此、旅御共參輩一人不殘、有家

朝臣、子等加之、皆布衣〔上括〕、

暫御釣殿、入御之後公卿着水干、殿上人給直垂、如子故

早出、今日有御筭懸、殿下御參御見物云々、

### 〔明月記〕元久元年（二二〇四）七月十二日条

天陰雨灑、參院御所、御狩云云、与大府卿退出了、

太政大臣着直垂參御狩云々、退出之後參經藏、殿下以前

御、有家朝臣衣冠、為開御經藏也、

今日經南北經藏、御覽西御倉宝物、而鑑在經藏〔廻廊内〕、

先可開之由寺家申之、仍院司忿衣冠向也、有種々珍物、

日暮還御、今日御狩、依雨還御、

### 〔明月記〕元久元年（二二〇四）七月十三日条

已後雨止天晴、參院、今日御狩出御之間、列居之後、參  
寶藏、又見種々珍物、

### 〔明月記〕元久元年（二二〇四）七月十四日条

天晴、參院、為水練御川上〔去十日又如此〕、諸人裸形渡  
平等院前庭、又裸乘馬〔不置鞍〕、行列之体密驚目、  
与大府卿、隱于後戶方伺見、竊歎息如夢、冥鑒如何、礼  
仏入宿所、今夕御幸平等院之山雖聞、無程不能參、私出  
橋邊礼不輕、

### 〔明月記〕元久元年（二二〇四）七月十五日条

天晴、參院、今日寶藏御覽也、午終許御幸〔御輿〕、公卿  
侍臣騎馬〔公卿小々輿先陣〕、入御西大門、於經藏廻廊戶  
下々御、自蒞道昇御、公卿皆扈從、不可然云々、殿上人  
猶以入〔小々被出了〕、入宿所休息、經一時還御由聞參入、  
阿弥陀堂方御廻覽、太政大臣以下扈從、自北大門還御、  
入御後退下參殿、…

### 〔明月記〕元久元年（二二〇四）十一月廿四日条

天晴、明日殿下入御宇治、宜秋門女房同參、

類雖蒙催申所勞無術由、衰老愁人寒天遠路出仕、更以無興、又可獻出車、仍儲車於九条、

〔明月記〕元久元年（二二〇四）十一月廿五日条

天晴、後聞、曉更殿（自註）下出御（於川原夜明）、女院、女房車三兩、殿上人諸大夫於宇治著水干、歷覽院御所、女房參平等院、殿下白河別所御覽、又還院御所、時賢笠懸、秉燭以後還御云々、

〔明月記〕元久二年（二二〇五）正月十一日条

…昏奉書終法華經、是先妣（實母也）十三年遠忌料也、以此縱遂此願、以父恩報母恩、喚寄仏師可造地藏像由示付（料物賜鞍）、又令奉画千手觀音、去年七月於宇治夢見先妣、罪障心中增悲、殊營此事、…

〔明月記〕元久二年（二二〇五）正月廿四日条

…今日、殿下御宇治云々、…

〔明月記〕元久二年（二二〇五）三月廿二日条

天晴、巳時參殿（自註）、今日有被開宇治宝藏事云々、仍大納言殿令向宇治給、仲資、知長（衣冠）、同被遣、…

〔明月記〕元久二年（二二〇五）六月十九日条

…入夜自殿（自註）被仰云、明後日曉御出（日野）、其日可御宇治可參者、病者火急難見棄之由申之、

〔明月記〕元久二年（二二〇五）七月十八日条

天晴、相具馬一疋參殿（自註）下、宇治御幸料每人進之、此馬道清法印所引送也、…

〔明月記〕元久二年（二二〇五）七月廿三日条

…明日殿下御宇治御出、御幸廿五日云々、過御神事程可參由申之、

〔明月記〕元久二年（二二〇五）七月廿四日条

曉殿（自註）下入御宇治、

〔明月記〕元久二年（二二〇五）七月廿六日条

曉鐘以後出京參宇治（於伏見天明）、已一点許先參殿（自註）、仰云、只今引進馬了（五十疋、十疋置鞍）、…申時許出御、々水練始、殿御共退下、日入之程殿下還御京、參御船下帰宿所、…

〔明月記〕元久二年（二二〇五）七月廿七日条

已時參上、每事如例、今日於離宮可有相撲、俄御神事云々、即退出、上皇（後鳥羽）以下御相撲、…

〔明月記〕元久二年（一二〇五）七月廿八日条

參上、今日又御相撲、猶御神事之由、新宰（師直）相告之、仍退下、私乘船、与具親少将、猷闌梨、見梅島、

〔明月記〕元久二年（一二〇五）七月廿九日条

辰時參殿（後鳥羽）〔夜前入御〕、又參御所退出、

〔明月記〕元久二年（一二〇五）七月卅日条

…殿下御平等院、御覽宝藏御調度之間、騎馬婦京、…

〔明月記〕元久二年（一二〇五）閏七月二日条

上皇（後鳥羽）還御云々、

〔明月記〕元久二年（一二〇五）閏七月四日条

去夜、宇治新御所焼亡〔放火云々〕、若是天令然歟、旁可怖、

〔明月記〕承元元年（一二〇七）正月廿六日条

…関白殿明日入給宇治、…

〔明月記〕承元元年（一二〇七）五月十四日条

天晴、御堂障子召付画工可令画之由、夜前有仰事、至愚之性本自不見洛外、又無綵骨、旁不当其仁之由雖恐申、有思食樣被仰下由、頭弁仰之、仍今日為沙汰其事、終日祇候、御神泉之後、於和歌所招藤（師直）少将、秀能等、相共示合、少将依見東国、且依仰相副之、四人絵師今日三人參入、…

大輔房尊智、十二間、

春日野、吉野山、三輪山、龍田山、泊瀬山〔已上相及〕、

若浦、吹上浜〔已上及〕、富士山、淨見関〔已上及〕、

大井河、宇治〔已上及〕、相坂関、…

〔明月記〕承元二年（一二〇八）十一月廿九日条

天晴、予雖遠忌日、此事窮密儀不備其儀、又非神事、依為礼仏善事、猶御共參東大寺奉礼大仏、即帰洛、自宇治騎馬前行、超木綿山入九条宿所、即帰於泉、

〔明月記〕建曆二年（一二二二）十二月廿四日条

…静快、猷（師直）兩律師來談、猷（師直）入宇治云々、…

〔明月記〕建保元年（一二二三）九月四日条

…後聞、今日正三位雅隆卿出家云々、居住宇治辺、年六十七、…

【明月記】建保元年（一二二三）十月卅日条

…伝聞、座主今日上表云々、天下之悪事無間斷、院（後鳥羽）仰云、奈良法師発向者、可行宇治橋、不可来云々、如此事其枝葉、只使節違乱變改之基也、…

【明月記】建保元年（一二二三）十一月十三日条

…又巷説云、武士等明晚可向宇治云々、南都衆徒其勢不可勝計云々、吉野法師猶一人之勢二万云々、…

【明月記】建保元年（一二二三）十一月十五日条

…巷説云、南京衆徒先陣已来宇治、隔河与官軍張陣、且積置粮米、大軍不見後、与南京相連云々、

【明月記】建保元年（一二二三）十一月十七日条

…又巷説云、衆徒已群集宇治、或云、燒小倉方云々、不知其由、官軍引橋相距云々、  
入夜參御所〔番〕、今日公卿參集有議定云々、兩前承相伺候、但無聞分事、今夜左少弁家宣向宇治云々、…

【明月記】建保元年（一二二三）十一月十九日条

…昨日按察（後鳥羽）為御使向南京、歸路於木津又問答、又於宇治問答、衆徒不見其面、偏戎服介冑之輩也、覆面出両眼、怖畏如入虎口、含勒定趣、適有承伏之氣、每年可任給律師、改補天台座主云々、前大僧正（後鳥羽）荒々又還著云々、…

# 「権門都市」宇治の形成 — 摂関家別業を中心に —

尻池 由佳

はじめに

都市とは何か。この問題について、古代は都城、近世は城下町といった指標が存在するのに対して、中世史に関しては明確な指標は存在しないといわれている<sup>1)</sup>。

近年、中世初期にあたる院政期に発展した京都近郊の都市について、美川圭氏により、「権門都市」という概念が提示された<sup>2)</sup>。

特に美川氏は、王家の家長、すなわち、院が創出した、「王家の権門都市」の具体例として鳥羽院政期の鳥羽を取り上げて、院という王家の家長によって、京中では禁忌とされていた王家の墓所や寺院が整備され、また、院御所での議定は王家の家政に関わる議題がほとんどであることなどを指摘し、鳥羽は王家の家政が行われる都市であったという点を明らかにしている。

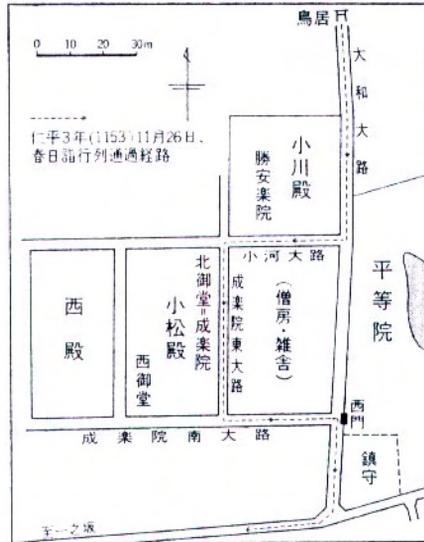
周知のとおり、院政期には各権門の家長が大きな役割を果たした。美川氏の研究により、王家の家長である院が拠点とした「王家の権門都市」鳥羽については具体化された。

しかし、鳥羽と同時期に摂関家の家長である大殿が拠点とした宇治については、「権門都市」であるとされ、宇治の都市形成と摂関家の権門化との関係を指摘しているが、具体的な研究は不十分である<sup>3)</sup>。

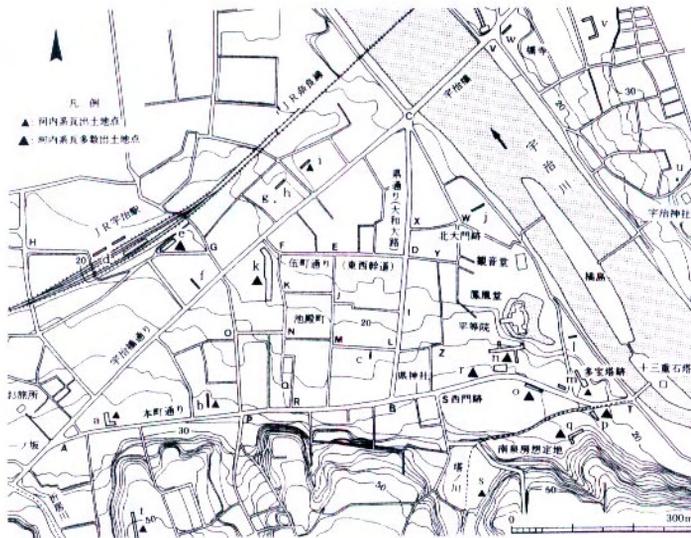
では、宇治については他にどのような研究があるのであろうか。

まず、杉山信三氏は建築学の観点から、院政期の摂関家別業のうち、忠実期の小松殿・小川殿・西殿の位置を、『台記別記』の藤原頼長の春日詣の記述（第一章第三節で詳細に見ていく）から平等院西隣にあたる碁盤目状の町割が見える地域に比定し、その位置関係を想定した<sup>4)</sup>。これを図にしたものが、地図①である。

さらに、この町割は当時の都市計画によるものであろうことが指摘された<sup>5)</sup>。これはその整然とした町割や、記録に「大路」・「小路」といった都のような通りの名前が出てくるなどが根拠であった。なお杉本宏氏は、この碁盤目状の町割を「宇治街区」と名付け、この町割成立に至るまでの段階的發展を明らかにし、杉山氏による別業位置



地図① 林屋辰三郎・藤岡謙二郎編『宇治市史1 古代の歴史と景観』（宇治市、1973年）より



地図② 杉本宏「権門都市宇治の成立」（『佛教藝術』279号、2005年）より

の想定を参考に小松殿より前の別業は比較的散在し、小松殿からは「宇治街区」に集中すること、宇治市街遺跡（地図②）から忠実期のもとと見られる瓦が出土したことなどから、「宇治街区」の成立をこの時期に求めている。そして、この街区形成は白河・鳥羽による院政へのアンチテーゼであると評価している。

これらの成果をもとに元木泰雄氏は、忠実の人物像を再構築するなかで宇治を本拠として活動した大殿忠実と宇治の都市化との関わりを指摘し、「宇治は宗教的な場であるとともに、政界に間接的に影響を与える大殿の居住地という性格を帯びていた」ことを述べている。

また、杉本氏は、近年進んだ「宇治街区」内の発掘調査において、十二世紀前半の遺構や遺物が検出されたことを受け、十二世紀前半に「権門都市」としての都市的景観が成立すると考えられるとしている。

以上のように、宇治については、考古・文献などの方面から研究が行われているが、摂関家の「権門都市」として宇治を位置付ける具体的な研究は不十分である。

本稿では、都市形成史の観点から、宇治がどのような過程を経て都市化していったのか、また院政期の宇治が摂関家にとってどのような意味を持っていたのかということを探ってみたいと思う。なお、本稿では、とくに摂関家別業

の変遷に焦点をあてた。

## 第一章 摂関家別業の変遷

### 第一節 宇治の地理的条件と別業の造営

宇治は、古北陸道、古山陰道、巨椋池の水運が交わる点に位置し、古くから陸路・水路ともに重要な地であり交通の要衝であった。

このような宇治の交通の要衝としての重要性は、平安時代になり、都が山城国に遷っても変化はなかった。その理由として、都から南都への道筋上にあたり、その唯一の渡河点であったということがいえる。旧平城京に残った春日社・興福寺への参詣路という性格が強調されてくるのである。特に藤原氏にとっては、氏神春日社への参詣や氏寺興福寺への参詣の際に、宇治は必ず通る場所であった。宇治の渡河点としての役割は、都の境界として政治的にも軍事的にも重要性を含んでいた。

そのような状況の中で、ちように平安京遷都のころから貴族たちが宇治川谷口部に別業を造営しはじめたことが文献史から指摘されている。

また考古学では、近年の発掘調査で、宇治川左岸域は湧水が豊富であり、庭園を造るには最適な条件がそろってい

るといふことがわかった。このことから、平安時代前期以来、現在平等院が存在する宇治川谷口部左岸域、すなわち、宇治市街遺跡に貴族の別業が造営されていたということが明らかになっている。

さて、このように別業が造営されていた宇治川左岸側と摂関家が関わりを持つようになるのは、藤原道長の頃である。『花鳥余情』第二十五には長徳四年（九九八）十月源雅信が所領していたものを道長が買い取ったとあり、また、『御堂関白記』長保元年（九九九）には宇治別業が登場するので、このころまでに購入していたと思われる。

この道長の宇治別業を平等院に改めたのが頼通である。平等院創建後、頼通やその子孫である師実、寛子、忠実などによって、多くの摂関家別業が営まれていたということ記録から知ることができる。これについて次節以降で見ていく。

## 第二節 「散在」する別業

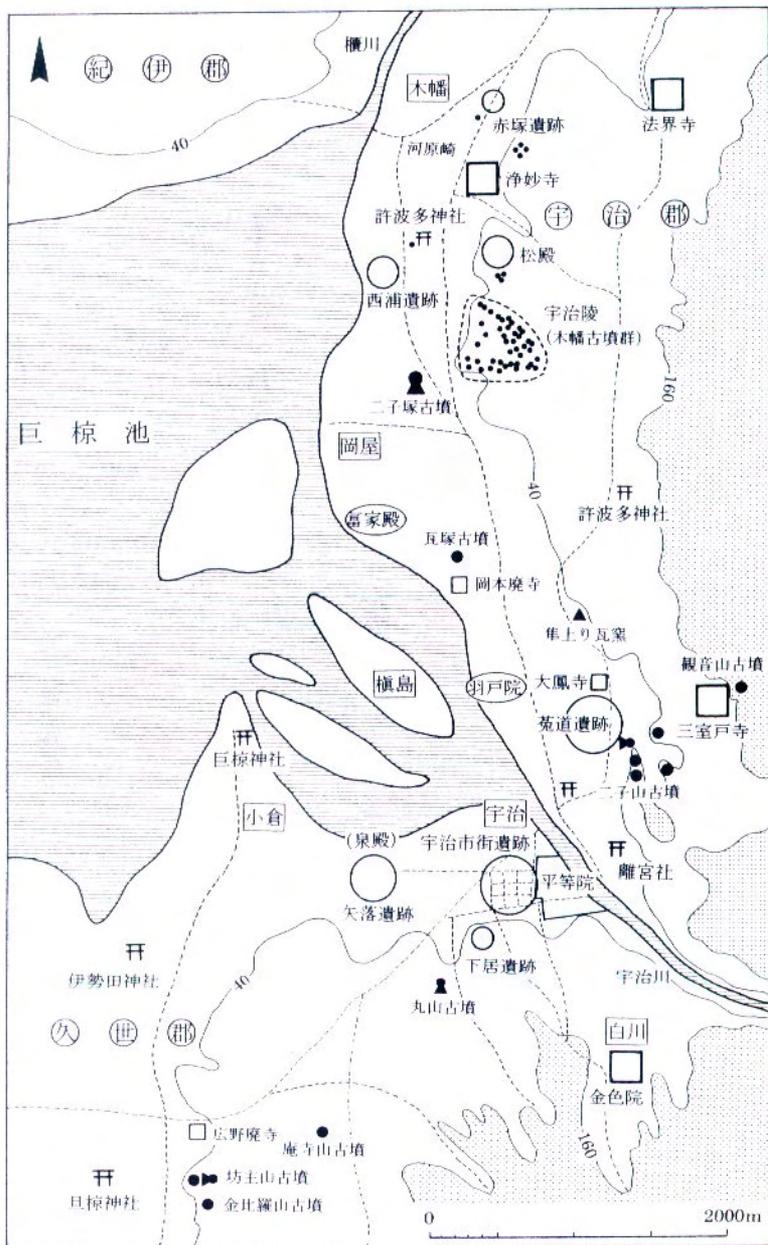
前述したように、杉本宏氏は、杉山信三氏の研究をもとに、忠実期の小松殿以降の摂関家別業が「宇治街区」に集中し、これに対してそれ以前の別業は比較的散在していることに注目した。さらに、それらの別業を「散在」するものと「集中」するものに分類した。本節で検証していく

「散在」する別業は、十一世紀後半から十二世紀前半にかけて見られるもので、宇治殿・池殿・泉殿・富家殿である。

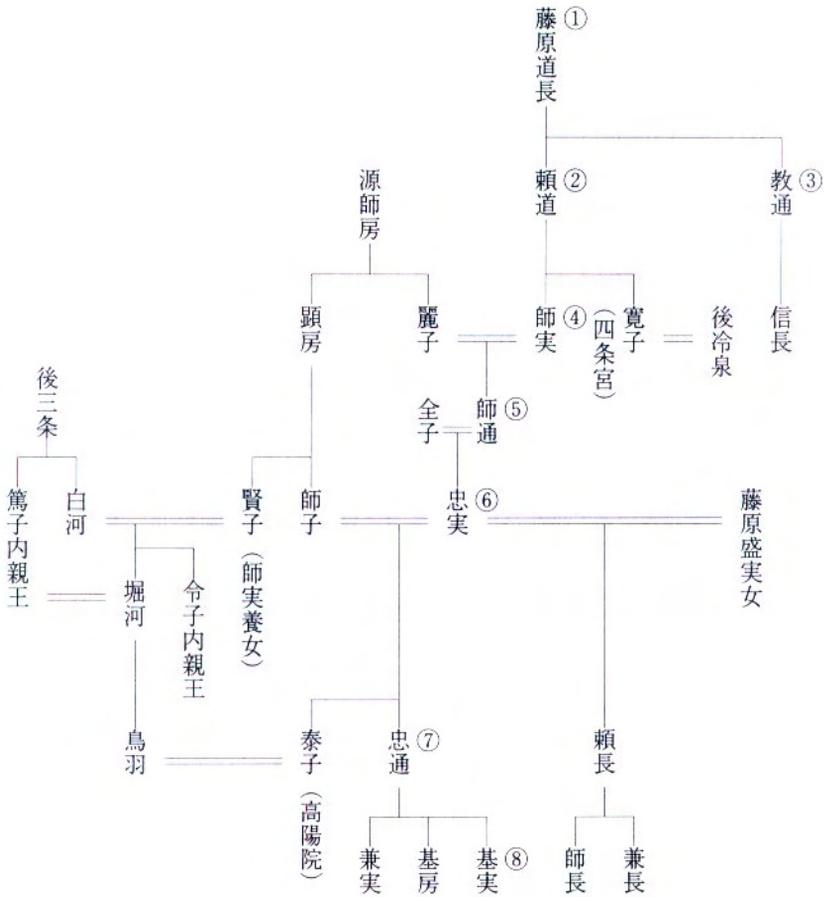
まず、宇治殿であるが、記録には、十一世紀後半から十二世紀前半に限らず、十二世紀中葉にも登場する。例えば、『兵範記』の仁平年間（一一五〇～一一五四）や久寿年間（一一五四～一一五六）に確認できる。しかし、すでに指摘されているように、個別の別業を示すものなのか、宇治別業全体を指すものなのかということがわかっていない。

次に池殿である。池殿は、『安鎮法日記』に延久二年（一〇七〇）に出てくるのが史料上の初見である。安鎮法は新宅を造るときにその安穩を祈るためのものなので、このころ池殿は造営されはじめたようである。

『中右記』寛治六年（一一九二）十一月十三日条には、「夜半許宇治池殿焼亡、是故宇治殿終焉之處云々」とあるように、池殿は焼亡してしまったが、そこは「故宇治殿」すなわち頼通が没した場所であることがわかる。『殿暦』永久二年（一一一四）十二月二十日条には、忠実が富家殿や泉殿を訪れたあと、「池殿御堂」を見に向かったという記述がある。その記述には、「其後見池殿御堂、（件御堂本是宇治御所也、而不御之後、故殿被成御堂、而先年二焼了、而余小倉御堂を渡天新造也）」と記されている。したがって、池殿御堂はもともと頼通の御所で、頼通の没後に師実が



地図③ 杉本宏「平安時代の宇治を発掘する」(『佛教藝術』279号、2005年)より



元木泰雄『藤原忠実』（吉川弘文館、2000年）

「摂関家関係系図」と「天皇家系図」を参考に作成（番号は摂関継承順）

「池殿御堂」としたが、その御堂は先年焼失してしまったの

で、忠実が「小倉御堂」を移築したことがわかる。「殿暦」に記された「而先年ニ焼失了、」とは、先述した「中右記」に記された寛治六年のものであろうか。また、永久四年（一一一六）六月二十日には、四条宮寛子によって「池殿堂」が供養されている記事が「殿暦」と「百練抄」に見られる。これらの史料からは、池殿が頼通死後、邸宅として利用された形跡はうかがえない。所在地は、旧市街地の池殿町付近か（地図②参照）、巨椋池の周辺であったといわれているが（地図③参照）、はっきりしない<sup>17</sup>。

そして泉殿は、「吾妻鏡」に永保三年（一一八三）十一月十二日、師実が泉殿の舎屋を造加したという記事があり（寛喜四年（一一三二）正月二十三日条）、「中右記」の長承三年（一一三四）五月十三日の記述を最後にまったく登場しなくなる。

師実生前には、「参大殿御所泉殿」（「中右記」嘉保二年（一一九五）二月七日条）の記述からわかるように、泉殿は師実の御所として使用されていた。師実没後は、泉殿の記述にしばしば、「四条宮御所也」、「御坐四条宮」、「宮御所也」などの記述が出てくるように、四条宮寛子の御所として使用されていたことがわかる。また、師実の北政所麗子も寛子と共に御所として使用している。これは以下の史

料から知ることができる。

「殿暦」康和四年（一一〇二）正月二十四日条

辰剋許参着泉殿、先参北政所御方、次参宮御方、

この記事は、康和四年、忠実が師実の周忌法会を修すため、康和四年正月二十四日に宇治に下向し、泉殿を訪れたときのものである。四条宮寛子と北政所麗子は、「殿暦」によると忠実が宇治に下向する二日前の二十二日に一足早く宇治に下向した記述があり、二人が滞在していたということがわかる。そして二十六日になり、澤殿において伝事が行われた。これが終了すると「宮并北政所還御泉殿也」（「殿暦」康和四年正月二十六日条）と書かれているように、寛子と麗子は泉殿に帰っており、泉殿を二人が拠点として使用していたことがわかる。

なお、寛子や麗子以外に、泉殿には、忠実やその妻師子、子息忠通が訪れる場合があるが、忠実はこの時期、泉殿よりも次章で見えていく小川（河）殿の前身と考えられている成信房を利用するほうが多い。所在地として、平等院から一キロメートル強、西方に向かったところにある矢落遺跡が注目されている（地図③を参照）。

最後の富家殿は「平知信朝臣記」の大治四年（一一一九）の富家殿焼亡の記述より、頼通の時期に立てられたものであると考えられている<sup>22</sup>。また、伝領経緯は不明であるが、

藤原忠文の富家殿が藤原師輔に渡り、それと同一のもではないかという見解もある。どちらにしても、院政期以前より存在していた別業であることは間違いないが、忠実によつて修理が行われるまではあまり使用されていない。位置は現在の五ヶ庄域であつたと考えられている（地図③を参照）。

永久二年（一一一四）十月十六日に源雅職が富家殿修理の報告を忠実にしているから（『殿暦』）、これ以前に忠実が富家殿の修理を沙汰したと思われる。さらに富家殿に関する『殿暦』の記述を追っていくと、同年の十二月二十日も富家殿を見廻り、翌年の三月四日にも富家殿の作事を見るために富家殿に赴くなどの記述があり、忠実の富家殿に対する思い入れを推測することができる。同年八月二十七日から十月五日までの長期にわたつて忠実は富家殿に滞在し、その間に白河院の御幸もあつた。

しかし、白河院御幸のあつた永久三年の時点でも、まだ富家殿の修理は終了していなかつたようである。それと違うのも、この長期滞在の初日にあたる『殿暦』の記述を見ると、「今日依吉日渡富家、非新宅儀」という記述があり、同年十一月十八日にも忠実が終日修理を見ている記事があるからである。さらに永久四年六月九日には「舟寄」を造るために富家殿に赴いているし、同年九月四日にも庭石を

立てるなどの記事がある。

完全な修理完了がいつなのかは史料で確かめることはできないが、四条宮寛子が同年の九月十七日に泉殿から富家殿に行啓し、忠実と師子が寛子に贈り物をし、また泉殿への帰途で共をしていた忠実に寛子は贈り物をしている。このころには完成していたのではないだろうか。そうだとすれば、富家殿修理に関する史料が初めて見える永久二年の沙汰から寛子行啓がある永久四年までだけを考えると、約二年間にわたる修理が行われており、修理といつてもかなり大規模なものであつたという推測が可能である。また富家殿は、白河院の勘気を被り、関白を罷免された忠実が隠遁生活を送っていた場所でもあつた。しかし、この富家殿は大治四年（一一二九）十月二十二日に突然焼失し、以後再建されていない。

以上が「散在」する別業である。このなかで注目されるのは、藤氏長者・大殿が宇治における拠点として主に利用する別業が「泉殿↓富家殿」と変化したことである。

師実の段階では、泉殿が摂関・大殿の居住空間となり、宇治の摂関家別業の中核であつた。

しかし、師実が没してからは、泉殿は藤氏長者の忠実が使用するのではなく、四条宮寛子・北政所麗子の共同御所として使用されるようになり、忠実は専ら成信房を宿所と

して利用する。

そして忠実は、永久二年に麗子が没すると富家殿の修理に着手し、このころから頻繁に宇治を訪れるようになる。

この忠実の行動について元木泰雄氏は、それから四年後の忠実の日記『殿暦』の断絶と、それに交代するように忠通の『法性寺殿御記』がはじまること、保安元年（一一二〇）に摂関家の正邸東三条殿と宝物の収まる御倉町の券文が忠通に譲渡されていることなどから、忠実が隠居を考えていたのではないかという指摘をしている。

忠実が隠居を考えていたとするならば、忠実の富家殿修理は、自身の御所を宇治に持たない忠実が、御所を造ろうとしていたと考えることができる。

だが、この富家殿修理は、修理というよりも新造御所の造営とも思われるような大規模なものであった。これをどう捉えるかということは、院政期の宇治における摂関家による都市形成を考えるうえで、重要なことであろう。私は、これについて、摂関家の家長である大殿の、当時の家政における影響力の強さを考慮すべきだと思う。当時、大殿は摂関家内の年中行事の財源である中心的な荘園の経営権を握り、摂関・藤氏長者は大殿に依存する状態であった。忠実は、単なる隠遁生活を送るための場としてではなく、大殿の居所宇治の中核として富家殿を修理したと考えられる

のである。富家殿の修理は、摂関家による「権門都市」宇治の形成における一つのステップだと捉えることができる。

### 第三節 「集中」する別業

前節では、「散在」する別業を見てきた。本節では、十二世紀前葉から十二世紀中頃に記録に頻出し、「宇治街区」内に「集中」する別業、小川（河）殿・小松殿・西殿には、どのような特徴があるのか検証していく。

まず、前節でもふれたが、小川殿は成信房の後身であるとされる<sup>27</sup>。成信房は、康和三年（一一〇一）四月二十五日に法成寺・平等院の修理を命じられた成信の僧坊であると考えられる。『殿暦』には、「今夜宿成信房」という記述や、たびたび忠実が成信房に赴いている記事が見え、主に忠実が富家殿を修理して宇治における本拠として富家殿を使用するようになるまで、忠実の宿所として使用されている。忠実が『殿暦』で「宿所」としているのは、この成信房であろう。他に、「成信小川房」、「成信之大和大路房」という記述で、「殿暦」に登場するものも、忠実が直接京都から赴いたり、宿泊したりしているので、同じものだと思われる。小川殿は『中右記』には「一条殿御所小河殿」と書かれているものがあり、一条殿、すなわち忠実の母、藤原全子の御所であったということがわかる。ちなみに、『中右記』

を記した藤原宗忠は、この一条殿御所小川殿を宿所として使用しているということが、「宿一条殿御所」<sup>34</sup>、「予入夜帰宿所休息、一条殿御所小河殿之内由也」<sup>35</sup>という記述からわかる。『台記』にも「一条殿御所、(小河殿也)」<sup>36</sup>という記述があり、頼長はたびたび全子の様子を窺いに小川殿を訪れている。

小松殿は保延元年(一一三五)十月十一日に鳥羽院と、忠実の娘で鳥羽院の皇后となっていた泰子が宇治に御幸し、鳥羽院と泰子の御所となったのが初見である(『中右記』)。同日条の『百練抄』に、「上皇臨幸前大相国宇治別業、(号小松殿、新造)」という記述があり、また記録類にもこれ以前には登場しないので、この時期に新しく造営されたものであることは間違いない。

この小松殿は、富家殿が焼失した後の宇治における中心的なものとして位置付けられている。『台記』に「禪閣御小松第」(久安六年(一一五〇)二月十六日条)、「次參小松禪閣仰日」(同年七月十五日条)とあるように、「禪閣」、すなわち、保延六年(一一四〇)十月二日に出家し、円理と称していた大殿忠実の、富家殿に替わる居住地として使用されていた。さらに、以下に示すような事例もある。

まずは久安五年(一一四九)に行われた師長の元服である。師長は頼長の次男で、のちに保元の乱に連座したとい

うことで配流されながらも、復帰し、最終的には従一位太政大臣にまでのぼった人物である<sup>37</sup>。最近、樋口健太郎氏によつて、撰関になり得る位置にあったということが指摘されている人物である<sup>38</sup>。

当時、このような人物の元服は、師実の時代から撰関家の儀式場として使用されるようになった東三条殿で行われるのが一般的であった<sup>39</sup>。当時の京都における撰関家の正邸、東三条殿で行われていた撰関・氏長者に関わるこのような儀式が小松殿で行われているということから、小松殿の宇治における位置付けを知ることができる。元木氏は、このことについて、「元服という政治的意味を帯びる儀式も宇治で遂行されるようになっていたということ、(中略)それを支える経済体制も整備されていたことが判明する」と評価している<sup>40</sup>。

小松殿の位置付けを窺うことのできるもう一つの事例として次のようなものがある。小松殿は、撰関家の子息たちが春日祭上脚を務める際や、春日詣を行う際の出立や帰京を見物する場となっていることである。例えば、『台記別記』仁平三年(一一五三)十一月二十六日条の頼長の春日詣に関する記述は次のとおりである。

『台記別記』仁平三年十一月二十六日条

午刻着宇治、乗船渡河、(割注略)至西岸吏乗車、(割

注略) 自鳥居經大和路、自小河大路西行、自成樂院東大路南行、(於成樂院東面棧敷、高陽院見物、禪閣乗御車、於成樂院東北門前見物、高陽院女房車四両、別立路東、) 自同院南大路東行、至大和大路南行、至一坂

また、『兵範記』の同日条も次のように記されている。

『兵範記』仁平三年十一月二十六日条

午刻、至宇治橋下、主人許自船令渡川給、高陽院并入道殿、於成樂院東面有御見物、

以上の記述から頼長が通った順路を図にしたものが先程も登場した地図①である。「成樂院」とは小松殿の北辺に建立されたもので、『兵範記』仁平三年十一月二十二日条の「小松殿」の記述に「成樂院御所」と注記が付されているから、小松殿の一部にあったものと考えられている。なお、『台記』の「於成樂院東西北門前見物」は「東西北門」ではなく、「東面北門」の間違ひであると考えられ、忠実<sup>14</sup>は成樂院東側の北門に車を置いてその中から見物していたという意味であると思われる。

また、翌仁平四年正月二日、兼長(師長の三ヶ月違いの弟)<sup>15</sup>が春日祭上卿を務め、帰京する際の『兵範記』の記述は次のとおりである。

『兵範記』仁平四年二月二日

入道殿北御堂東四足被立御車、其南屋為女房見物所、次前駆、自小松殿東、經御車前、自小河面至于橋下、これは頼長の場合とは逆順路となっているが、「入道殿」は忠実、「北御堂」は小松殿北辺に建てられた成樂院のことなので、先程と同じイメージが浮かんでくる。

そして、久寿二年(一一五五)二月八日、師長が春日祭上卿を務めて帰京した際の記述は次のとおりである。

『兵範記』久寿二年二月八日

天晴、春日祭上卿帰洛、入道殿於小松殿御見物、(割注略)

この記事には、順路について詳しく書かれていないが、やはり大殿忠実が見物する小松殿を通っており、兼長の時と同じルートを通ったと考えるのが妥当である。

以上、頼長・兼長・師長の通ったルートを見ると、大和大路をまっすぐに通るほうがはるかに合理的であるにもかかわらず、忠実や高陽院の見物のためにわざわざ一旦西へと向かい、再び大和大路に出て奈良へ向かう、あるいは帰京するというルートをたどっている。小松殿には大殿が一門の晴れ舞台を見る場という役割があったことが窺える。

西殿は久安四年(一一四八)から『台記』に登場するようになる。久安四年二月三日、高陽院泰子が宇治に御幸したときには、西殿に忠実がいる。他には同年三月六日、宇

治に到着した頼長が西殿に参り、「禪閣」忠実に謁見したという記事や、久安六年（一一五〇）九月二十六日条に「参西殿、〈禪閣居處〉」とあることから、忠実が西殿にいたということがわかる。ちなみに久安六年九月二十六日は、忠実が忠通を義絶し、当時、摂関家・藤氏長者の象徴とみなされていた東三条殿<sup>17</sup>に押し入り、朱罌台盤を忠通から奪い、頼長に氏長者を与えた日である。このとき忠実と頼長は西殿を出て、京都に向かっている。

以上が「集中」する別業である。「散在」する別業の中心であった富家殿の焼失の後、大殿忠実の居所は、「集中」する別業、主に小松殿へと移っている。

さらに、忠実期に「散在」する別業の中心となっていた富家殿と、「集中」する別業の中心となった小松殿を比較すると、小松殿という邸宅には富家殿にはなかった明確な役割が付加されていたことがわかる。それは儀式の場としての役割である。大殿の居所としては、小松殿と西殿の間で移動が確認されるが、元服や、春日詣・春日祭などの摂関家に関わることについては、常に大殿忠実の居所・小松殿が使われているのである。

宇治における大殿の居所は、師実期には泉殿、忠実期には富家殿、次いで小松殿という変遷をたどる。このなかで、忠実が、前節で述べたように、摂関家の家政において大き

な権限を持つ大殿の拠点として富家殿を大修理したと考えられる。さらに、小松殿では大殿忠実の拠点であることを前提として、摂関家の儀式が行われている。このように考えると、大殿である忠実が富家殿→小松殿と居所を移すごとにそれぞれが大殿の拠点としてふさわしい修造を加えられていくように思われる。

では、焼失してしまったとはいえ、なぜ忠実は大殿の拠点として一旦は富家殿を大修理して整えたのにもかわからず、あらためて「宇治街区」の小松殿を造営し、新たな大殿の拠点としたのであろうか。次章ではその理由を検証していきたい。

## 第二章 院政期の平等院と摂関家

### 第一節 平等院の機能変化

本節では、富家殿から小松殿へと大殿忠実の拠点が移動した理由を考えていきたい。その際、小松殿が存在すること考えられている「宇治街区」が平等院西隣に位置することに着目して、平等院が持つ機能の変遷を辿りながら、以上の問題を考えてみたい。

周知の事実であるが、平等院は、末法初年にあたる永承七年（一一〇五二）に藤原頼通が父道長の宇治別業を喜捨し

て寺院としたのが始まりである。『扶桑略記』永承七年三月二十八日条の「左大臣捨宇治別業為寺、安置仏像、初修法華三昧、号平等院」という記述からは、平等院の造営が大規模であった様子はおろかがない。当時、別荘には起居する場である日常生活部分と仏堂が建てられるという風潮があり、頼通は道長から伝領した宇治別業の寝殿を仏堂にしたとみられている。したがって、平等院の諸堂は永承七年以降に徐々に整えられていくのである。天喜元年（一〇五三）に鳳凰堂が造営され、天喜四年（一〇五六）に法華堂、康平四年（一〇六一）に寛子による多宝塔、治暦二年（一〇六六）師実による五大堂、延久五年（一〇七三）に源師房による不動堂、頼通の造営を引き継いで師実が建立した護摩堂、頼通死後に造営された可能性の高い小御所、その他、造営年次の確定をすることはできないが経蔵、北大門、西門というように伽藍が形成されていった。

創建当初の平等院、特に鳳凰堂の機能は、宇治川を挟んで東側にある仏徳山・朝日山を群類の住む此岸、鳳凰堂は極楽世界の儀を移した彼岸とする空間仮託が行われ、観想念仏を基盤とする極楽往生への装置という機能を持っていたと考えられている。

しかし、このような平等院の機能は、院政期には新たな機能が加わるなどして、変質していったものと思われる。

その変化を次に示す先祖忌日法会と経蔵をめぐる諸行事から明らかにしたい。

まず、頼通忌日法会の開始によって、平等院鳳凰堂が観想念仏を基盤とする極楽往生を願う装置としての役割に、先祖供養装置としての役割が付加されていたということは、すでに、杉本宏・吹田直子氏により指摘されている。

頼通の忌日法会が平等院で行われていたことは、以下の史料からわかる。

『中右記』寛治六年（一〇九二）二月二日条

依宇治殿御忌日、殿下御宇治平等院、

『中右記』永長元年（一〇九六）二月二日条

今日依為故宇治殿御忌日、大殿令參平等院給、

『中右記』承徳元年（一〇九七）二月二日条

（今日関白殿、依宇治殿遠忌令參平等院給、）

『中右記』承徳二年（一〇九八）二月二日条

故宇治殿御忌日也、兩殿下、左大将殿御平等院云々、

なお、師実忌日法会も平等院で行われている。しかし、師実の忌日法会の場合、澤殿で行われている記事が多く見られる。これについて、杉本氏は、康和三年に忠実が沙汰した鳳凰堂改修が始まっていたという可能性を指摘している。

杉本・吹田両氏によると、これらの忌日法会が行われる

舞台は、基本的に鳳凰堂であると考えられ、その向かい側に造営された小御所は、師実による頼通忌日法会への対応であり、鳳凰堂を礼拝するための装置であるという。ただし、仁平二年（一一五二）は頼通忌日法会・師実忌日法会ともに本堂南藏法堂で行われている。

いずれにしても、頼通没後、先祖供養が平等院において行われていたことは確かであり、平等院に先祖供養施設としての機能が加わったことは間違いない。

次に、経蔵を中心とする儀式について見ていこう。経蔵は、一切経（大蔵経）を収めるためのものであるが、宇治やそれをまねた鳥羽や法住寺の経蔵には宝物が収められていたといわれている。史料上には、宇治の経蔵のことが「宝蔵」とも呼ばれている場合もあるが、異なる建物として認識することができるものもあるため、混乱が生じている。ここでは、このような問題には触れず、院政期における平等院の機能をはっきりさせるために、経蔵で行われた行事を中心にみていきたい。

経蔵が舞台になった儀式として、一切経がある。平等院一切経会は、延久元年（一〇六九）五月二十九日に頼通が行ったのが最初である。後に三月三日を式日とする撰関家の年中行事となり、院政期には撰関家の年中行事のうちでは最も重視されていたようである。撰関家家司、女院司、

蔵司により、経蔵が開かれたのち、舞楽を楽しむという、撰関家一門が参会する儀式であった。

上川通夫氏によると、藤原兼家の時期、中国皇帝の欽定一切経、「摺本一切経」を日本史上はじめて奄然が日本に持ち帰ったことをきっかけに、撰関家を主体とする一切経の書写や供養が目立って行われるようになり、その意義は、請求版一切経の書写や供養を継続的に行うことで、請求版一切経を所有することが示す「外交上の主導性」、「それに根拠づけられた国政領導の正当権威性」が表明されているものであるということである。

師通以前は一切経の書写事業において、事業主として王家よりも撰関家が優位に立っていた。その理由は請求版本に由来する写本を撰関家が所持しているからであったと見られている。したがって、「外交性の主導性」、「国政領導の正当権威性」を示すものは、撰関家が所有していたのだらう。

しかし、師通死去後、白河院は撰関家の一切経に対する関与姿勢を明確にするようになる。法成寺や平等院の経蔵にも奄然請求の宋版本を底本として書写されたものがあつたと推測され、院は法勝寺金泥一切経を書写する際、平等院の一切経を参照しようとしていたことが窺える。さらに白河院は法勝寺本一切経に平等院本を凌ぐ権威を創出する

ために、版本にはありえない紺紙金泥という荘厳を採用したとされる。

このような状況を考慮すると、撰関期に引き続き白河院政期における平等院での一切経会も撰関家の権威の正当性を示すために行われていたものであろう。

だが、このように一切経をめぐって院と撰関家の間で権威の正当性を示すという争いが依然として強調される一方で、問題の一切経と平等院経蔵に収められている宝物そのもの、そしてそれらを収めている経蔵には違う意味が附加されるようになる。

福山敏男氏の指摘によると、藤氏長者として初めて平等院に入って経蔵で宝物を検知する「宇治入り」という儀式が頼通の子孫の間で行われていたということである。福山氏は忠実の「宇治入り」について『中右記』嘉承元年（一一〇六）正月十六日条の記述をあげている。だが、忠実は撰関となっていないながらも、藤氏長者、内覧として宇治を訪れ、平等院経蔵を開検している記事が嘉承元年以前にあることから、私はそれが忠実の「宇治入り」であると考えたい。では、この「宇治入り」の儀式にはどのような意味があったのかであろうか。

大殿師実が没してから約五ヶ月後の康和三年（一一〇一）七月二十三日、『殿暦』に「依吉日向平等院、可開経蔵也、

雖然依多武峯物忌延引」いう記述がある。さらにこの日の裏書には、法成寺の経蔵と法蔵を開検したという記述が続く。

また、康和五年（一一〇三）三月十一日の『殿暦』には、次のようにある。

『殿暦』康和五年三月十一日

天晴、内覧宣旨後未參宇治、今日依吉日始所參也、先參本堂誦經、次參阿弥陀堂、次參五大堂、次參経蔵、先見起請文、次太師本尊愛せん王を見奉、余付封、余置經、件経故土御門右府御手跡也、則見了退還、於本堂食物、其後退、今日着冠、退出時えほうしを着、未廻許京有火事、

依吉日始參宇治、家司泰仲朝臣付封、太皇太后宮大進

清家付封、僧都被參、家司・宮大進の各々衣冠、

忠実は、康和元年（一一〇九）八月二十八日に内覧、同年十月六日に藤氏長者となっている。これらの記事からは、大殿師実が没し、いよいよ一人で撰関家の当主としての責任を負うべき忠実が行わねばならない儀式として、平等院と法成寺の経蔵の開検の儀式があったということが窺える。後者の史料の「内覧宣旨後未參宇治、今日依吉日始所參也」という記述からは、康和三年七月二十三日に行うべきであったのにできなかった平等院の経蔵開検を、康和五年のこ

の日に行ったことが窺える。上川氏も「平等院経蔵開帳は、(中略)氏長者の代始めの行為かと思わせる」ものがあり、平等院・法成寺の「両経蔵の一切経は氏長者固有の伝世品となりつつあった」と指摘している。平等院経蔵の宝物と経蔵そのものが氏長者の象徴としての意味を持つこととなり、平等院全体も藤氏長者の象徴としての機能を持つことになったと考えられる。

先祖忌日法会の開始は、極楽往生を願う宗教的装置としての機能から摂関家の先祖供養を行う宗教装置としての機能へという変化を生み、いつから始まったのか特定はできないが、少なくとも忠実のころには「宇治入り」が行われ、平等院の経蔵は藤氏長者の象徴として扱われるようになった。次節でみていく摂関家の動向、つまり権門化の動きとあわせて考えると、「外交の主導性」・「国政領導の正当権威性」を王家などの外部に示すという機能は、摂関家内をまとめるため、摂関家の中心が誰であるのかということや摂関家内部へと示すという機能へと変化し、その象徴として平等院における行事や平等院自体が設定されたと考えられる。

しかし、注目すべきは、これら平等院における摂関家年中行事をはじめとする行事は、摂関家家長である大殿が健在のときは大殿を中心にして行われていたことである。例

えば、大殿健在のときは、経蔵を開封する家司は必ず大殿の家司がこれにあたり、大殿が行事に参会することができないときでも、大殿の家司だけは派遣されたものである。当時、大殿が存在する摂関家内部の構造は、摂関家の年中行事などの財源となる荘園経営権を大殿が保有し、その大殿に、摂関も家司たちも従属するというものであった。つまり大殿は、摂関家の家政を掌握しており、藤氏長者のシンボルをも管理下に置き、これらの行事を遂行することで摂関家の内部統制をはかっていたと思われる。

大殿忠実は、院政期に師実のころから徐々に変化を見せはじめ、摂関家の象徴へと変化した平等院の近辺に、新たな大殿の拠点である小松殿を造営したというわけである。

## 第二節 摂関家の動向

本節では、大殿忠実の拠点がなぜ富家殿から小松殿へと移動したのかについて考えてみる。その移動が行われたと思われる富家殿焼亡の大治四年(一一二九)から、小松殿が確認できる保延元年(一一三五)の時期に注目し、拠点の移動前後の摂関家をめぐる政治状況から考えていきたい。

では、まず富家殿焼失の時期に至るまでの、摂関家の動向を振り返ってみよう。摂関期、道長は、後一条・後朱雀・後冷泉の三代の天皇の外戚となり、大きな影響力を持

った。だが、頼通は天皇の外戚となることができず、権力の動揺を招いたことは周知の事実である。したがって、摂関の人事に関して強い発言力を持っていた摂関家出身の国母も不在となり、摂関人事権は天皇や院に移り、このような形で就任した摂関は天皇や院に従属せざるを得なかった。忠実の祖父師実もそのような摂関の一人で、教通の嫡男信長と摂関の地位を争い、白河天皇がその解決をはかったため、師実は堀河天皇の外祖父として摂政に就任したにもかかわらず、白河に従属し、緊密な協調関係を続ける状態であった。

しかし、寛治八（一〇九四）年、院に従属せざるを得なかった師実が摂関を引退し、嫡子師通が摂関の地位に就くと、状況が一変する。堀河天皇の外伯父であり、また、摂関の地位を争うことなく手に入れた師通は、白河院に対して強硬な態度で政務を遂行した。

だが、師通が承徳三年（一〇九九）に急死し、嫡子忠実が若くして藤氏長者となったため、摂関家は再び院への従属を深めることになった。忠実は若年のせい、か、関白就任を保留され、内覧として政務に携わるといった状況であった。長治二年（一一〇五）、忠実はようやく関白に就任することができた。しかし、関白に就任しても忠実の政治的立場は相変わらずだった。忠実の政治的な立場は弱く、白河

院に従属する立場であり、そのために、摂関家内においては、受領家司が離反し、氏寺興福寺の統制をとることもできないなど、内部統制が乱れていた時期であった。

一方で、ちょうどこの時期は、嘉承元年（一一〇六）、前年に没した後朱雀天皇の皇女祐子内親王の「高倉一宮領」が家領に編入され、永久二年（一一一四）年に没した京極北政所麗子の遺領冷泉宮領と堀河中宮篤子の遺領である「堀河中宮領」がそれぞれ忠実・忠通の家領となったと考えられることと、摂関家年中行事の用途の調達方法を書き上げた「執政所抄」が成立したと考えられていることから、「摂関家家政機関整備の第一段階である」ともされている。

この「摂関家家政機関整備の第一段階」といわれる時期に、平等院鳳凰堂の改修と富家殿の修理が重なる。平等院鳳凰堂はこのときに、扉の色が黒色から赤色へと変更されたり、木製の屋根から総瓦葺に変更されたりするなど、極楽浄土をイメージした空想建築から現実的建築様式へ変化したという。この変化は、極楽往生という個人の内面にかかわるべく創造された施設が、浄土教をまといつつ政治的メッセージを外部へ発信する宗教施設へと転化したことを意味すると指摘されている。これは、当時摂関家が家政機関整備を行っていたのであれば、摂関家外よりもむしろ摂関家内に向けられたものであったと考えられる。そうする

と政治的メッセージとは平等院が摂関家の象徴であるということであろう。一方、第一章で述べたように、富家殿では大規模な改修が行われたと思われる。忠実が大殿として家政機関を整備、管理し、その居所としてふさわしい場所を設置したものであると捉えることができる。

さて、忠実の手腕によって、一旦摂関家は安定したが、保安元年（一一二〇）に勳子（後の高陽院泰子）の入内問題を直接の原因として、忠実は白河院に閔白を罷免され、閔白・藤氏長者の地位を忠通に譲渡、以後宇治の富家殿に隠居する。この忠実の失脚以降は、「摂関家の政治的地歩が著しく後退」した時期であり、大治二年（一一二七）には「堀河中宮領」の主要部分を占めていた證菩提院領が院のまったく恣意的な人事により接収されている<sup>76</sup>。

つまり、富家殿焼亡直前の摂関家は、忠実により一旦安定していたが、忠実の失脚によって安定を失い、白河院の恣意によってどうにもなるような状態だったのである。

では続けて、富家殿焼失以後の摂関家の動向を見ていこう。富家殿が焼失した大治四年は摂関家にとって大きな転換期となる。このきっかけとなったのが、白河院の死である。白河院の権勢を前に、莊園を取奪されても何もできなかった摂関家にとって、白河院がいなくなるという<sup>77</sup>ことは、非常に大きな出来事であった。

しかも、忠実との関係が悪化していた白河院とは逆に、白河院に代わって院となった鳥羽院は白河院の方針に反発し、摂関家と協調する動きを示したため、忠実は天承二年（一一三二）正月十四日に内覧に復帰、政界復帰を果たした。以来、忠実は摂関家の非制度的家長である大殿として、摂関家内部に対し大きな影響力を持ち、摂関家の安定化をはかってさらに権門化をおしすすめる。

まず、鳥羽院の莊園集積容認により、摂関家は大殿忠実のもとに、莊園の集積を再び開始し、安定した経済基盤を確立する。次いで、興福寺僧徒に対しては従来行われなかった死刑をも含む厳しい制裁を加えるようになるなど、氏寺の統制を強め、またその刑罰を執行するために摂関家内統制の武力として河内源氏・多田源氏などの武士を組織し、これらの武士や摂関家家司との主従関係の強化をはかっている<sup>78</sup>。

元木泰雄氏によれば、この時期の摂関家は大殿を中心として、強固な主従関係と莊園を基盤とし、興福寺などの寺家と武家・公家を内包する「複合権門」であったという<sup>79</sup>。富家殿焼亡の大治四年を境に、権門としての摂関家は段階を異にする。

忠実は摂関のころから家政機関を整備し、摂関家内の統制を行って、摂関家を安定させるが、それは彼自身の失脚

によって、一旦安定が崩れる。しかし、大治四年には、忠実をよく思っていなかった白河院が没し、しかも摂関家の活動に協力的な鳥羽院が院政を行うようになった。摂関家にとって有利な状況がそろった時期にこそ、一旦安定を失った摂関家を立て直すチャンスであった。実際に、忠実は元木氏のいうような「複合権門」を築く。これは、「国家的な宗教行事を担当する寺社権門、そして悪僧強訴に際して防衛にあたる公的な武力等の私的結合を基盤として成立した」ものであった。したがって、その巨大な権門の統制を可能とする精神的支柱を創出することが必要だったと思われる。そのために行われたのが、十二世紀前半の区画整備であり、小松殿をはじめとする摂関家の邸宅が並んだ空間の整備であったと私は考える。それが平等院のきわめて近くであったということは、前節で述べた摂関家の象徴としての機能を平等院が持っていたからだと思う。

おわりに

これまで、十二世紀前半までに「権門都市」としての宇治がどのように成立したのかということ、摂関家別業の変遷に焦点をあて、特に、大殿忠実の拠点が、なぜ、「散在」する別業・富家殿から「集中」する別業・小松殿へと変化

するのかということを考えることで、明らかにしようとした。

第一章では、摂関家の別業を概観し、大殿忠実の拠点となる別業の変化、すなわち、富家殿→小松殿という変化には、以下のような意味があると考えた。まず、富家殿では、忠実が、単なる隠居の地としては大規模な修理を行っているということ、当時の大殿は、摂関家内において経済面では大きな権限を持っていた存在であるということから、忠実は大殿の拠点として富家殿の大修理を行ったと考えられる。これは摂関家による「権門都市」宇治の形成における第一段階であることができるだろう。そして、小松殿は、富家殿と同様に大殿の拠点として使用されるが、そのことを前提とした、摂関家子息の元服や春日祭の見物などの摂関家関連の儀式が行われており、富家殿にはなかった儀式の場としての役割が付加されている。大殿忠実の拠点が変化することにその拠点としての性格が強まっていると考えられる。

第二章では、忠実は大殿の居所として、一旦、富家殿を整備したにもかかわらず、なぜ場所を改め、「宇治街区」の小松殿を造営したのであろうかということ、平等院に隣接する「宇治街区」という場所と富家殿が焼失し、小松殿が造営された時期に注目することで考えた。

まずは、一二世紀前半までに街区道路の整備が行われている「宇治街区」が平等院に隣接するということに着目した。その結果、平等院では、院政期には二つの機能変化が見られるということを先行研究を参考に指摘した。一つは極楽往生のための宗教装置としての役割から先祖供養施設への変化であり、もう一つは摂関家内部へ摂関家の中心は誰なのかということを示すものへの変化である。これらの変化は、先祖供養が行われ、平等院の経蔵が藤氏長者の象徴として扱われるようになるなど、平等院が摂関家の象徴としての機能を持ったということを示している。しかし、これら平等院での行事は大殿が健在のときは大殿が行っており、藤氏長者や家司は大殿に従属していた。つまり、大殿は摂関家の象徴である平等院での行事を通じて、摂関家内部の統制を図っていたと思われる。

次に、富家殿から小松殿へと大殿の拠点となる別業が変化した時期の前後における摂関家の動向を見ていき、富家殿焼亡前後の摂関家の状況は全く違うものであったということがわかった。焼亡前、すなわち、大治四年以前は、忠実により一時安定した摂関家が築かれたが、それは忠実が失脚したことにより崩れ、摂関家は不安定な状況であった。しかし、白河院政から鳥羽院政への変化をきっかけに、摂関家はまた安定への再出発をすることが可能になった。そ

こで、大殿忠実の統制のもと、摂関家は「複合権門」へと成長し、その統制のために創り出されたのが、摂関家の象徴である平等院に隣接し、大殿の居所としての摂関家別業をともなう「宇治街区」という空間であったと考えた。

本稿では、宇治という土地のみに焦点をあてて論を進めたため、摂関家が「権門都市」としてなぜ宇治を選んだのかということについては考察することができないままになってしまった。今後の課題としては、流通や交通の面からのアプローチを加えていきたい。

(1) 宇佐美隆之「中世都市研究の課題」佐藤信・吉田伸之編『新体系日本史六 都市社会史』山川出版社、二〇〇一年。

(2) 美川圭「中世成立期の京都―権門都市の成立―」『日本史研究』四七六号、二〇〇二年、同氏「京・白河・鳥羽―院政期の都市―元木泰雄編『日本の時代史七 院政の展開と内乱』吉川弘文館、二〇〇二年。

(3) 美川圭「院政―もうひとつの天皇制―」中央公論新社、二〇〇六年。

(4) 杉山信三「平等院の院家」『院家建築の研究』吉川弘文館、一九八一年。

(5) 林屋辰三郎・藤岡謙二郎「中世の歴史と景観」阿氏編『宇治市史二 中世の歴史と景観』宇治市、一九七四年、杉本宏「宇治橋架橋位置変更と宇治街区の成立」宇治市教育委員会社会教育課文化財保護係編『平等院旧境内多宝塔推定地第一次発掘調

查概報―京都府立宇治公園都市公園施設整備に伴う発掘調査  
―宇治市教育委員会、一九九四年。

(6) 杉本宏「花開く別業文化―院政期の宇治―」宇治市歴史資料館編「発掘ものがたり宇治」宇治市歴史資料館、一九九六年。

(7) 元木泰雄「藤原忠実」吉川弘文館、二〇〇〇年。

(8) 杉本宏「権門都市宇治の成立」『佛教藝術』二七九号、二〇〇五年。

(9) 古代宇治の地理的条件については、以下の論文・文献を参照した。井上満郎「宇治別業の地理歴史」太田博太郎他編『平等院大観（第一巻建築編）付録Ⅱ』岩波書店、一九八八年、杉本宏「宇治遺跡群―藤原氏が残した平安王朝遺跡―」同成社、二〇〇六年、杉本宏「平安時代の宇治を発掘する」『佛教藝術』二七九号、二〇〇五年、林屋辰三郎・藤岡謙二郎編「宇治市史―古代の歴史と景観」宇治市、一九七三年。

(10) 井上満郎「平安京と宇治」林屋辰三郎・藤岡謙二郎編「宇治市史―古代の歴史と景観」宇治市、一九七三年。

(11) 杉本宏「平安時代の宇治を発掘する」『佛教藝術』二七九号、二〇〇五年。

(12) 本誌掲載論文、岩田慎平「宇治における都市形成の契機について―道長期を素材に―」を参照された。

(13) 杉本氏、注8前掲論文。

(14) 杉本宏「宇治遺跡群―藤原氏が残した平安王朝遺跡―」同成社、二〇〇六年。

(15) なお、「安鎮法日記」は『統群書類従』第二五輯下所収。池殿が出てくるのは、延久二年六月十九日条で、六月十二日に安鎮法が修され、十九日に終了している。池殿に関する史料は、

宇治市歴史資料館編「宇治市街遺跡発掘調査報告書（宇治妙楽八七一―）」宇治市教育委員会、二〇〇五年を参考にした。

(16) 杉本氏は、この永久四年に供養された池殿堂を法定院としているが、これは間違いである。法定院とは、四条宮寛子の発願で立てられたもので、すでに承暦四年（一〇八〇）ごろにその名が史料上にあられる。なお、法定院と池殿の関係については、すでに杉山氏が検討されているが、結論は出ていない。また一方で、法定院については「中右記」の長承三年（一一三四）五月十三日条に「今日院白地御幸宇治平等院、御覽堂一則還御云々、御覽宇治御堂法定院泉殿之間、大殿令候御車後給者、〔長秋記〕の同日条に、「上皇乘御車御覽泉殿、々中隔皆撒之、只如客殿、於此所殿又数剋談給、御覽法定院、故四条太后建立堂也、仏長勢作云々、堂忠作（忠下、恐有脱字）云々、水石草樹皆優美也」という史料があり、法定院は泉殿にあったという指摘もある。

(17) 旧市街池殿町付近、地図②のc地点では、二〇〇四年に発掘調査が行われた。その結果、十一世紀中ごろの園池が検出されている。池殿の想定地として注目されていたが、確定するまでには至っていない。一方、巨椋池周辺に池殿を想定する見解の根拠は、『伊呂波字類抄』平等院項に、「池殿（本願巨倉御堂供養）」と書かれていることである。この記述は、池殿が「巨倉御堂」とも呼ばれていたと解釈され、巨倉＝巨椋であれば、池殿は巨椋池の傍にあり、それゆえに池殿と呼ばれていたと理解されてきた。しかし、本文中に記した「殿曆」永久二年十二月二十日条の記述からは、「小倉御堂」を池殿に移築したことが窺え、「小倉御堂」＝「巨倉御堂」とするならば、「伊呂波字

類抄」の記述は本来「巨倉御堂」であったものを池殿に供養したと解釈することができる。したがって、池殿は巨椋池周辺にあった可能性よりも、池殿町付近である可能性が大きい。

(18) 『殿暦』天永二年(一一一一)十月二十七日条、永久四年(一一一六)閏正月二十六日条、同年五月十四日条など。

(19) 『殿暦』康和四年正月二十二日条。

(20) 杉山氏、注4前掲論文。

(21) 杉本氏、注8前掲論文。

(22) 小保内進一鎌倉期の富家殿「『国史学』第一八〇号、二〇〇三年。

(23) 杉山氏、注4前掲論文。

(24) 元木氏、注7前掲書。

(25) 元木氏、注7前掲書。

(26) 樋口健太郎「院政期撰関家における大殿について」『日本史研究』四八四号、二〇〇二年。

(27) 杉山氏、注4前掲論文。

(28) 『殿暦』康和四年四月二十五日条裏書。ここでは成信は「成真」と記述されている。

(29) 『殿暦』康和三年十一月十二日条。

(30) 『殿暦』康和四年正月二十五日条。長治元年(一一〇四)三月三日条など。

(31) 『殿暦』天永二年十月二十七日条。

(32) 「成信小川房」と見えるのは長治元年九月十六日条。また「成信之大和大路房」とあるのは永久三年二月十六日である。

(33) 『中右記』長承元年(一一三三)九月二十四日条、長承三年五月六日条。

(34) 『中右記』大治四年十月二十四日条。

(35) 『中右記』長承元年九月二十四日条。

(36) 『台記』保延二年(一一三六)十一月八日条。

(37) 杉本氏、注8前掲論文。

(38) 『尊卑分脈』。

(39) ちなみに、藤原師長は音楽の分野でも大きな功績を残した人物である。師長の音楽史上の位置づけについては、榊泰純「妙音院師長の音楽と日本音楽史上の位置」『日本仏教芸能史研究』

風間書房、一九八〇年(初出は一九六四年)を参照されたい。

(40) 樋口健太郎「藤原師長の政治的位置―頼長流の復権と貴族社会―」『古代文化』第五七巻第一〇号、二〇〇五年。

(41) 川本重雄「東三条殿と儀式」『寝殿造の空間と儀式』中央公論美術出版、二〇〇五年(初出は一九七九年)。

(42) 元木氏、注7前掲書。

(43) 杉山氏、注4前掲論文。「兵範記」の注記については、写真版(京都大学文学部国史研究室編「兵範記」思文閣出版、一九八八年)を確認した。

(44) 佐伯智広氏ご指示による。

(45) 「公卿補任」久安五年によると、兼長は保延四年五月の誕生で、同じく「公卿補任」久安七年によると、師長は保延四年二月の誕生である。したがって、兼長は師長の三ヶ月違いの弟ということになる。このことは樋口氏が指摘している。

(46) 『台記』久安四年二月三日条。

(47) 川本氏、注4前掲論文。

(48) 杉山信三・赤井達郎「平等院と藤原の院家」林屋辰三郎・藤岡謙二郎編『宇治市史―古代の歴史と景観』宇治市、一九七

三年。

(49) 杉本宏・吹田直子「平等院発掘」『佛教藝術』二七九号、二〇〇五年。

(50) 杉本・吹田両氏、注49前掲論文。

(51) 杉本・吹田両氏、注49前掲論文。

(52) 『台記』康治元年(一一四二)二月十三日条、『兵範記』仁平二年(一一五二)二月十三日条。

(53) 『殿暦』康和三年(一一〇二)八月十三日条、同年九月十三日条、同年十一月十三日条、康和四年正月二十六日、同年二月十三日条、天仁元年(一一〇八)二月十三日条。なお、『殿暦』康和五年二月十三日条には「澤御堂」、長治二年(一一〇五)二月十三日条には「澤房」で忌日法会が行われたことが書かれている。『殿暦』康和三年二月十三日条には、師実が「宇治の「僧都澤房」で没したとあり、師実忌日法会が行われている。「澤殿」、「澤御堂」、「澤房」は師実が没した「僧都澤房」と同じ場所であろう。

(54) 杉本氏、注14前掲書。

(55) 『兵範記』仁平二年二月二日条・同年二月十三日条。

(56) 福山敏男「平等院の経蔵と納和歌集記」『日本建築史研究(続編)』墨水書房、一九七一年(初出は一九五一年)。

(57) これについては、田中貴子「宇治の宝蔵―中世における宝蔵の意味―」『外法と愛法の中世』平凡社、二〇〇六年(初出は一九九〇年)、福山氏、注56前掲論文、堀池春峰「平安時代の一切経書写と法隆寺一切経」『南都仏教史の研究(下)』諸寺編「法蔵館、一九八二年を参照されたい。なお、経蔵の建築については、福山氏が詳細な検証を行っている。

(58) 『百練抄』延久元年五月二十九日条など。

(59) 上川通夫「一切経と中世の仏教」『年報中世史研究』第二四号、一九九九年。

(60) 上川氏、注59前掲論文。以下、一切経をめぐる王家と撰闋家の関係については上川氏に依拠した。

(61) 福山氏、注56前掲論文。

(62) 『公卿補任』承徳三年。

(63) 上川氏、注59前掲論文。

(64) 『兵範記』仁平四年(一一五四)三月三日条。

(65) 樋口氏、注26前掲論文。

(66) 当時の政治状況については、元木泰雄「院政の展開と内乱」

同氏編『日本の時代史七 院政の展開と内乱』吉川弘文館、二〇〇二年を参照した。

(67) 元木泰雄「撰闋政治の衰退」『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年。

(68) 元木氏、注7前掲書。なお、元木氏は、忠実が内覧にとどめられた理由として、忠実の年齢の他に、大臣以外の公卿が撰闋に就く際は、就任前に一旦内覧となるのが通例であることと(忠実は当時権大納言)、父師通の時代における院・天皇と関白の対立と軋轢が、関白設置に消極的な空気を生んだことが考えられると指摘している。

(69) 元木氏、注7前掲書。

(70) 川端新「撰闋家領荘園の形成と伝領―近衛家領の成立―」『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年(初出は一九九四年)。川端氏は、「高倉一宮領」は頼通から北政所隆姫へ、隆姫から祐子内親王(高倉一宮)へ、そして忠実へと伝領され

たもの、「冷泉宮領」は懐子内親王（小一条院敦明親王女、三条天皇養女）から、内親王・藤原信家（教通男）夫妻の養女源麗子（師実北政所、師通母）へ、麗子から忠実へと伝領されたもの、「堀河中宮領」は後三条天皇の娘で、師実養女である篤子が、證菩提院供養をする際に、さまざまのルートで集積された荘園群がまとめられ忠通へと伝領されたものであると考えている。

(71) 北野信彦・朽津信明・辻賢三・杉本宏「平等院鳳凰堂の外観塗装材料に関する文化財化学的調査」『鳳翔学叢』創刊号、二〇〇四年。

(72) 建築学・考古学ともに創建当初は本瓦葺でないことは一致している。建築学では創建当初の屋根について木瓦葺を想定し（大森健二・鈴木嘉吉「中堂」太田博太郎他編『平等院大観（第一巻建築編）』岩波書店、一九八八年）、考古学では本瓦葺への変更時期を康和三年の改修時としている（宇治市歴史資料館編『史跡及び名勝平等院庭園保存整備報告書』宗教法人平等院、二〇〇三年）。

(73) 杉本・吹田両氏、注49前掲論文。

(74) 杉本氏、注14前掲書。

(75) 元木氏は、忠実の関白罷免の理由については、他に白河院と忠実の關係悪化の要因として、摂関家領荘園をめぐる軋轢と、院近臣と忠実との軋轢もあったという指摘をしている。

(76) 川端氏、註70前掲論文。

(77) 「公卿補任」天承二年。

(78) 元木泰雄「摂関家における私的制裁」『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年。

(79) 元木氏、注78前掲論文。

(80) 元木氏、注78前掲論文。

〔付記〕

執筆にあたり、岩田慎平氏・佐伯智広氏・長村祥知氏には多くの点をご教示いただいた。ここに記して御礼申し上げます。

# 曾我物の古浄瑠璃

伊藤 明日香

はじめに

『曾我物語』は、建久四年（一一九三）五月二十八日に曾我兄弟が父の敵である工藤祐経を討った事件を中心に描いた軍記物語で、鎌倉時代末の成立とされる。近世に入ると、『曾我物語』に題材をとった黄表紙、洒落本、実録物などの近世小説、古浄瑠璃、浄瑠璃、歌舞伎などの曾我物が増加する。特に歌舞伎において人気を博し、その作品は六百を超える。江戸歌舞伎では宝永六年（一七〇九）より初春狂言での上演が慣習化され、明治時代までそれは続けられた。また、楽屋に曾我兄弟の像を祀り、毎年五月二十八日に楽屋で曾我荒神の陰祭りを行っていた。『耳塵集』によれば、元禄時代以前の上歌舞伎でも、曾我物を盆狂言として慣習的に上演していたようであるが、その後、江戸歌舞伎のように祭礼を行うまでには至っていない。このようなどことから、曾我物は特に江戸歌舞伎において、特別視された演目だったことがわかる。

宝永六年（一七〇九）以降、曾我物が初春狂言として慣習化された直接の要因は、宝永六年（一七〇九）に江戸の

三座で一斉に初春狂言を曾我物で出し、大当たりしたことと考えられるが、山田香代子氏は、江戸歌舞伎における曾我物上演の慣習化を『花江戸歌舞伎年代記』などで「名人三幅対」と称された、初代市川团十郎の曾我五郎、初代中村七三郎の曾我十郎、中村伝九郎の朝比奈との関連から考察する。この三人は五郎の荒事、十郎の和事、朝比奈の糸鬘奴、朝比奈隅、モサ詞という曾我物の原形を創成した。そのため、この三人が曾我物を専売特許のように上演していたが、宝永元年（一七〇四）の初代团十郎、同五年（一七〇八）の初代七三郎の死によってその憚りが薄れ、曾我物の上演が半ば流行し、慣習化につながったとする。

歌舞伎は、役者の身体、すなわち芸に作品をあてはめていく、肉體性を強調した芸能である。同時代の芸能である浄瑠璃は「ことばの演劇」であり、人形の操りよりも、太夫が言葉と旋律で物語を語ることを重視する。歌舞伎と正反対の性格を持つ芸能である。すなわち、浄瑠璃で曾我物が語られていたことは、それは太夫の節回しの巧みさもあるにせよ、題材である『曾我物語』自体の人気によると考

えられる。

曾我物は歌舞伎においてこのような盛行を見せるが、それは「名人三幅対」による歌舞伎での曾我物人気だけではなく、書物『曾我物語』の流布や、先行芸能での曾我物の上演という布石があった結果だと考えられる。歌舞伎と浄瑠璃は同時代の芸能である、と先に述べたが、江戸での盛行は浄瑠璃の方が早く、寛永頃（一六二四～一六四三）から、杉山丹波掾、薩摩太夫、明暦（一六五五～一六五七）以降は金平浄瑠璃で一世を風靡した和泉太夫などが活躍していた。これらの太夫が語った浄瑠璃、すなわち貞享二年（一六八五）の「出世景清」以前の作品を「古浄瑠璃」と呼び、曾我物がいくつか存在する。明暦四年（一六五八）から元禄八年（一六九五）までの記録が残る『松平大和守日記』には、その上演記録が記されている。このようなことから、歌舞伎以前に、古浄瑠璃において、曾我物はすでに人気を博していたと考えられる。

今日の古浄瑠璃研究は、正本の詞章分析による諸本の比較が中心であり、その中で、曾我物に関する研究は極めて少ない。鳥居フミ子氏は「曾我物古浄瑠璃について——現存正本を中心として——」において、古浄瑠璃の曾我物詞章への認識の不統一という根本的な問題を、現存正本の詞章の詳細な調査により、解明した。氏は、詞章の内容から、そ

れらを前期と後期に分け、前期を浄瑠璃の創始時代から寛永、承応期（一六二四～一六五五）にいたる約百三十年、後期を明暦、天和期（一六五五～一六八四）の約三十年間とした。前期は古浄瑠璃の発展期であり、後期はその全盛期である。

前期は、寛永年間（一六二四～一六四四）に、古浄瑠璃が新しい題材を舞曲に求め、曾我物が語られるようになったが、その内容は舞曲の詞章を便宜的に段分けし、「さてそののち」「そののち」などの古浄瑠璃の定型句をそえたにすぎず、舞曲の詞章をほとんどそのまま用いたものだった。また、後期は、明暦年間（一六五五～一六五八）、古浄瑠璃という芸能自体が盛況を博すようになるが、曾我物の古浄瑠璃の詞章は新たな創作などはなされず、舞曲などの先行作品の範疇を超える内容ではなかった。しかし、それらの詞章への添加、省略、引き延ばし、強調などを行い、段分け、曲構成などもまとまり、古浄瑠璃作品としての体裁が名実共に成された、と鳥居氏は述べる。この論考において問題なのは、前期、後期において、それぞれ曾我物を多く語った薩摩太夫浄雲と井上播磨掾の存在を指摘しながら、そのことについて考察が全く行われていないことである。論考の趣旨は違ふところにあるので、やむを得ないところではあるが、この二人の太夫の作品上の関連を示した上で

の曾我物の古浄瑠璃研究は行われてはいない。

そこで本稿では、「松平大和守日記」「家乗」などの上演記録、正本を中心として、この二人の太夫の作品上の関連を指摘し、曾我物古浄瑠璃の系譜を辿り、歌舞伎における曾我物盛行の一要因としてまとめた。

## 第一章 書物としての曾我物語

本論の主旨は、古浄瑠璃の曾我物の系譜を辿ることであるが、まず、概説的に書物の「曾我物語」について説明し、近世前期において、書物「曾我物語」の享受がどのような状態だったのかを確認したい。

### 第一節 曾我物語の諸本

「曾我物語」の諸本は多数存在するが、大別して真名本系と仮名本系の二系統になる。

真名本は仮名本より古態をあらわしており、本文は漢文体で書かれている。全十巻で構成され、各巻に副題として「本朝報恩合戦謝徳鬪諍集并序」と記される。本文の特徴としては、唱導性の強い文体、東国の地理の正確さ、物語としての一貫性に優れていることなどがあげられ、これらの特徴から、東国で成立したと考えられている。仮名本は基本的に真名本に依るが、単に真名本を読み下したのではなく、村上學氏は「真名本が多量の唱導文を含んで構成

される以前の原曾我物語と言うべき本文から発展したものとされる。」と述べている。仮名本は十巻ならびに十二巻で構成され、近世の諸文学に影響を与えた。近世版本は仮名本系に分類され、最初の版本は慶長初年に刊行されたとする十行古活字本（十二巻）である。寛永四年（一六二七）版（十二巻）から本文が固定化し、流布本化したとされる。

### 第二節 「家乗」の読書記事

近世に入り、書物が出版されるようになったことから、読書による物語の享受がなされるようになる。「家乗」は紀州藩の付家老三浦家の儒医であった石橋生庵の日記で、寛永十九年（一六四二）から元禄十年（一六九七）の記録が付けられている。日記には読書、芸能の記録が豊富であり、今までは大名家の記録でしか近世初期の文化享受を読み取ることが出来なかったが、この日記の発見により、下級武士の文化享受の様相が明らかになってきた。また、読書記事に関連して、購入した一部の本の値段、行商本屋や貸本屋、古本屋の営業記録も記されており、近世初期の書肆研究にも大いに役立つ史料となっている。

生庵の読書は、自らの学問である「大学」「論語」から始まり、当時、一世を風靡した井原西鶴の「好色五人女」などの好色本にまで及ぶ。主の三浦公への侍講においても、「大学」を講ずるところから、「太平記」「將軍記」、好色本

『好色五人女』の侍読まで、その内容は多岐にわたる。

このように、『家乗』における読書記事は大変豊富で有益なものがあるが、『曾我物語』に関する記事は乏しく、万治四年（一六六一）四月十七日の一件のみである。記事には、

十七日晝小雨有 御祭礼予携阿宣於山拜之

又和州貞則歌浄瑠璃于弱浦義経記始于三日終九日

曾我記始于十日終十六日

とある。『曾我記』という名称は、並立して書かれた『義経記』と混同したと考えられ、おそらく書物の名称は『曾我物語』であつただろう。長友千代治氏は「漢籍など修身の書に対して読み物の扱いかと思われる」と述べるが、土田衛氏はこの記事を芸能記事としてまとめている。記録を見る限り、明らかに浄瑠璃の興行を示したものであるが、長友氏は記事に見える『義経記』『曾我記』という名称から、これを読書記事とみなしたのではないだろうか。記録に見える「和州貞則」は、明暦四年（一六五八）五月二十九日に大和少掾を受領した藤原貞則、後の井上播磨掾藤原要栄だろう。播磨掾は寛文年中、大坂道頓堀で興行した古浄瑠璃太夫で、その作品に『根元曾我物語』という作品がある。

また、「弱浦」は、歌枕で知られる「和歌浦」のことである。

『日本歴史地名体系二五 和歌山県の地名』によれば、『続日本紀』神亀元年（七二四）十月十六日条に「弱浜」、「万

葉集』巻六に「若の浦」と記され、「弱」は「若」と同義で用いられている。そのため、生庵も『家乗』において「和歌浦」を「弱浦」と記しているのだろう。『家乗』の記録を見ると、頻繁に和歌浦で浄瑠璃、歌舞伎の興行が行われている。和歌浦には紀州東照宮があり、記事の祭礼は徳川家康の命日に関連したものと思われる。つまり、これは紀州藩内の和歌浦で、播磨掾が浄瑠璃興行において「義経記」「曾我記」の歌浄瑠璃を語った記録であり、読書記事ではない。この他歌浄瑠璃などで曾我物が語られたという記事は『家乗』に四件記載されている。そうすると、豊富な読書記事を有する『家乗』において『曾我物語』の読書記事は皆無ということになる。

同じ軍記物の『太平記』は、自らの読書に加え、後年三浦公への侍読も行っており、それと合わせて『難太平記』『太平記大全』などの近世小説や注釈本も侍読している。『太平記』は近世において、読み物として受容されるのみならず、政治的思想形成にその役目を果たしたであろうことが研究されているが、その出版状況を『曾我物語』と比較してみた。

『国書総目録』によれば、『太平記』の版本は刊年が明らかなものだけで、慶長八年（一六〇三）の古活字版から嘉永元年（一八四八）の木版本まで二十二回の版行されてお

り、そのうち、慶長八年（一六〇三）版から慶安三年（一六五〇）版までが古活字版である。それに比べ『曾我物語』は寛永四年（一六二七）版から寛延二年（一七四九）版までの六回である。ちなみに、『曾我物語』にも古活字版が二冊現存するが、刊年が定かでないので今回は数に入れていない。

このように刊年が定かなものだけをまとめ、単純にその出版頻度を比較したが、その差は歴然である。

これらのことから、近世において『曾我物語』は軍記物語の『曾我物語』そのものという原初形態よりも、さまざまな脚色を加えられた芸能や近世小説、すなわち「曾我物」として人々に享受されていたと考えられる。

## 第二章 古浄瑠璃以前の曾我物

第一章で述べたように、近世前期において『曾我物語』は、軍記物語としてではなく、近世小説や芸能の題材として認識され、その中でも特に歌舞伎として盛行した。本稿では、『曾我物語』を題材とした芸能のことを「曾我物」とし、考察を進めていく。第二章では、曾我物の発端である「曾我語り」、江戸歌舞伎や、古浄瑠璃と関連の深い「幸若舞」を、概説的にまとめ、第三章へのつなぎとしたい。

### 第一節 語りの様相

福田晃氏は「曾我語り」は死霊の口寄せを行う遊行巫女から発生し、箱根権現駒形修驗比丘尼と、箱根権現と密接な関係にあった大磯高麗寺の修驗比丘尼の間で発展し、それが時宗、勸進聖、念仏聖、念仏比丘尼の「曾我語り」として展開されたと述べており、『曾我物語』の成立は、建久四年（一一九三）五月二十八日の事件の直後に文芸作品として『曾我物語』が成立したわけではなく、物語成立までに「曾我語り」の過程があったと推定する<sup>18</sup>。氏が述べるように、中世において「曾我語り」が特に巫女によって語られたであろう様相が、室町時代後期に成立したとされる『七十一番職人歌合』や謡曲『望月』で確認できる。『七十一番職人歌合』では、二十五番に「あまたのくもの夕けぶり 屋上のしかの瀧のこゑ」と平家物語を語る「琵琶法師」と、「宇多天皇に十一代のこういん いとうがちやくしにかはづの三良とて」と曾我物語とおほしき詞章を語る「女めくら」が対とされ描かれる。この組み合わせは、それぞれの物語を遊行して語ることで御霊の鎮魂を行う、単なる同業者というだけではなく、実際にこのような組み合わせもあったのではないかと考えられている<sup>20</sup>。謡曲『望月』は、夫である安田の莊司知春を望月秋水に殺害された妻が、偶然にも宿を借りに来た望月と居合わせる。自らを「盲目御前」と偽り曾我語りをし、相手が油断した隙に敵を討つ、

という内容である。この話の中で妻が「盲目御前」として語ったものが「曾我語り」である。「望月」の敵討ちという主題をより強調するものと同時に、「盲目御前」と呼ばれる女性の語り部が「曾我語り」をよくしたのであるう、ということが推察される。村上學氏はこれらを「曾我物語」成立以前の「曾我語り」ではなく、「曾我物語」から発生し芸能化した短編の語り物だとしている。物語の成立前、後、と時代の開きがあり、完全に同一のものとは言い難いが、いずれにしてもその多くが女性の語り部により語られていたことは間違いない。

## 第二節 中世の曾我物―幸若舞―

先述のように、「曾我語り」は「女めくら」「盲目御前」など女旨の語りとして、広まっていったと考えられる。そして、兄弟の敵討ちは、芸能の題材として謡曲、幸若舞、古浄瑠璃、浄瑠璃、歌舞伎などに取り入れられ、それらの作品を概して「曾我物」と呼ぶ。

室町時代に盛行した舞を伴う謡である曲舞は、十六世紀ごろからその芸能が著しく変化し、それを境に前期曲舞、後期曲舞に区分され、後期曲舞を一般的に「幸若舞」と呼ぶ。その名称は後期曲舞の座の中で幸若座が最も古く、有力であったためである。幸若舞曲は「舞の本」を中心に、五十二曲が伝えられているが、その中で曾我物は「一満箱

王（切兼曾我）」「元服曾我」「小袖乞」「和田宴」「つるぎ讃談」「夜討曾我」「十番切」の七曲である。

幸若舞曲の曾我物が仮名本「曾我物語」によることは、村上氏の詳細な諸本調査によって裏付けられた。また、麻原美子氏は、幸若舞曲の典拠となった仮名本『曾我物語』を「太山寺本よりも前段階に属する本文で、真字本との親子関係にある本」と想定する。また、氏は幸若舞が素材とする物語部分を、宗教的特性を示す虎が活躍する後日譚が全く含まれないことを指摘する。『曾我物語』は兄弟の鎮魂を目的とした「語り」から発生し、それに基づいて文芸化されたものである。一方、幸若舞は唱聞師の祝福芸に基づくもので、曾我兄弟を慰撫すべき英雄ではなく、悪鬼を鎮圧する荒ぶる英雄神に見立てている。

近世に入ると、幸若舞は武家の式楽と化し、幸若大夫は士分の待遇を受けるようになり、社会的地位が向上するが、新たな創作がなされなくなり、衰退の一途を辿る。しかし、幸若舞の曾我物が近世芸能へ多大な影響を与えたことは、初期古浄瑠璃の詞章が、幸若舞の詞章によったものだということが、桐尾上などの女幸若太夫が、女歌舞伎の舞台へ上がっていたことなどから明らかである。

## 第三章 古浄瑠璃の曾我物

これまで述べたように、近世前期、『曾我物語』は曾我物として、歌舞伎や古浄瑠璃により人々に広く享受され、また、それらの曾我物が先行芸能である幸若舞の影響を多大に受けていることを指摘した。第三章では、鳥居氏の研究を整理しながら二人の作品上の関連を明らかにし、『松平大和守日記』『家乗』の上演記録より、曾我物古浄瑠璃の系譜を辿っていききたい。

### 第一節 曾我物古浄瑠璃の系譜

まずはじめに、曾我物を多く語った二人の太夫たちについてまとめたい。

#### ① 薩摩太夫浄雲

薩摩太夫浄雲は記録に「大さつま」「下りさつま」と記される太夫で、寛永期（一六二四～一六四四）より江戸で活躍した、江戸古浄瑠璃の祖と称される太夫である。『色道大鏡』には、

其此五条に次郎兵衛といふ者ありて滝野に是をならひかたりけるにおなじく洛人熊村小平太といふ者は聞きならひこれをたのしみて夜毎に洛中をかたりありきけるを京わらんべ聞きてこれよりじやうるりといふ事をしれり小平太江戸にまかりて此浄瑠璃をかたる即太夫となりて江戸薩摩といひしは此小平太が事也老後に入道して浄雲といへり

と記され<sup>28</sup>、寛永初年頃京から下ってきた人物であるという。そのため、彼は江戸古浄瑠璃の祖でありながら「下りさつま」と記されるのである。『事跡号考』によれば、「薩摩太夫」の名は、浄雲（薩摩太夫）が機知に富んだ語り振りのため、鳥津候より褒美として賜ったもので、それ以後、「薩摩」を号するようになったのだという。また、同じ頃、江戸には杉山丹後掾がいた。丹後掾は長い間、薩摩の門弟とされてきたが、その興行記録は薩摩太夫に比べ、圧倒的に多く、その勢力が強大だったことが今日、先行研究により肯定されている。しかし、安田富貴子氏は、武家伝奏日野資勝の日記「涼源院殿御記」を提示し、薩摩太夫が浄瑠璃を後陽成院に披露した際、受領を申し出ていることを取りあげ、薩摩太夫の実力が丹後に勝っていた、と論じた<sup>29</sup>。当時、太夫が受領号を拝領することは、浄瑠璃太夫として最高の名誉であったと共に、名代として興行権を獲得できたため、大変重要な意味を持っていた。「涼源院殿御記」の記事は、丹後掾の叡覧、受領より早い<sup>30</sup>が、その後、同日記に薩摩太夫が受領したという記事はなく、彼の受領は、依然わからぬままである。また、薩摩太夫は寛永十一年（一六三四）に「はなや」の正本を京都で「天下無双薩摩太夫正本」と号して出版している。これは、太夫の署名が確認される最古の正本であり、江戸の太夫が京都で正本を出版し

た最初である。秋本鈴史氏は、この正本の出版から、当時、京で知られていたのは丹後掾よりも薩摩太夫であったと推定し、和田修氏はこれらことから観覧を賜ったのだらうとする。実際、『松平大和守日記』寛文六年（一六六六）九月一四日条に「此中虎之助煩二付、浄雲出、上るりをかたる、依之見物入込甚し」とあるように、薩摩太夫の語りは大変人気があったようである。薩摩太夫の正本として『小袖曾我』があり、こちらは寛永二十年（一六四三）刊行と推定される。これが、今日正本として伝存し、内容を知りうる最古の曾我物の古浄瑠璃である。その詞章は、幸若舞曲「小袖乞」の詞章をそのまま用いてあり、古浄瑠璃の定式句を添え、古浄瑠璃の形式であった六段に分けられているが、五、六段の間以外は会話の途中で切られており、古浄瑠璃として表面的な体裁を整えただけのものである。また、文末の表に示した『松平大和守日記』曾我物浄瑠璃、歌舞伎関係記事にある筑後、虎之助、伊勢大掾はいずれも薩摩太夫の弟子であり、このことから丹後掾系より、薩摩太夫系の太夫が曾我物を多く語っていることが明らかである。

②東西交流―明暦期を中心に―

明暦三年（一六五七）に江戸で起きた明暦の大火は、江戸全土をほぼ焼き尽くした未曾有の大火事である。古浄瑠

璃史上においても、その影響は大きく、大火の難を逃れ、江戸の古浄瑠璃太夫である虎屋喜太夫、またその師源太夫が入洛し、閑散としていた京都の浄瑠璃界に新風を起し、京の浄瑠璃界は活況を取り戻した、というのが定説となっている。虎屋喜太夫は、明暦四年（一六五八）七月九日に人形操師として上総少掾を受領しており、『竹豊故事』に「寛文年中に江戸虎屋源太夫上京有りてより浄瑠璃繁昌し、常芝居も出来たり」と書かれた源太夫の弟子とされる。安田氏は、『声曲類纂』の「江戸薩摩源太夫の門人にして始次郎兵衛又虎屋喜太夫と云ふ。明暦三年上京して四条に芝居を興行す」という記事や、万治、寛文（一六五八―一六七二）にかけて江戸板に古版が存在する「金平物」の正本が京都で多く出版されているため、先述のような定説が導き出されたと述べる。

しかし、ここで注意したいのは『竹豊故事』『声曲類纂』に明暦三年（一六五七）の大火により入洛した、と書かれていないことである。横山重氏は、寛文二年（一六六二）の刊記を持つ「あさいなかたきろん」の「大坂源太夫」などは京都の太夫「長右衛門」の後の名乗りであり、江戸より入洛した虎屋源太夫ではないと述べ、江戸板の古版が存在する「金平物」の正本が明暦の大火の後、京都で出版されているのは単なる風潮とした。

「金平物」は承応（一六五二―一六五五）から寛文（一六六一―一六七三）頃に流行した、坂田金平ら、いわゆる源家の子四天王の超人的活躍を描いた古浄瑠璃作品で、今日では子四天王の登場に作品に限らず、親四天王やその周縁の類似作を含めた総称である。江戸で、この金平浄瑠璃を語った太夫は和泉太夫が有名で、作者の岡清兵衛と合わせ、その作品は『吉郷婦の江戸唄』に、

扱又和泉太夫が、浄瑠璃は、岡清兵衛と云もの作る。いつぞの程にか、金時が子を金平と云広め、わたなべのつなが子を、たけつなと云はやらかしてより、むかしがたりに云つたへたる、べんけい時宗あさいななどは、彼金時が片手にも、たらぬやうにきこへければ、くわいりよりくらんしん好おこのものどもは、金平をかたるをき、ては、そばにてこぶしをにぎりばをかみて、よろこぶ程に、金平と云事をば、三才のわらべ造もしりて、日本国へひろまりたり。

とあるように、一世を風靡した。坂田金平ら子四天王は、金平浄瑠璃による新たな創作であり、これより、浄瑠璃が名実共に近世芸能へと発展していくのである。

また、井上播磨掾は『声曲類纂』に「音声生れて自由なりければ虎屋源太夫が門に入て浄瑠璃を学び」とある。しかし、播磨掾が前名の太夫少掾を受領したのは明暦四年

（一六五八）五月二十九日であり、受領までした大和少掾が、その後源太夫の門に入るとは考えがたく、『竹豊故事』にある寛文年中の「源太夫」の入洛と合致しないのである。安田氏は、先述の横山氏の論を受け、春日大社の楽人、柴将監の日記の承応三年（一六五四）二月二十七日条に「喜太夫と申者」の「せつきやうあやつり」を見た旨が記されていることから、喜太夫の入洛をこれ以前と推定する。『美夜古物語』には、

四条河原にもきぬ。からびたるこゑ共して、左内が松かぜ、とらやがお山、宮内が佐々木、吉郎兵衛が女がた、れんとびくもまひ、などと、聞わくべくもあらずぞ、いひあらそふ

とあり、いづれにしても「虎屋」の入洛は明暦の大火以前あるうことを提示し、なおかつ源太夫に至っては、その入洛さえも疑わしいと指摘する。京都において江戸板の古版を素材とした正本が刊行されていることや、その風の新作が上演されたことは、明暦年間（一六五五―一六五八）の前後に集中した浄瑠璃太夫らの受領に関連がある、と考察している。ここで特筆すべきは、上方の太夫よりも先に行われた江戸の太夫の受領である。薩摩太夫浄雲と同時期に活躍した杉山丹後掾は、承応元年（一六五二）には丹後掾を受領しており、明暦二年（一六五六）十月に長門掾が

受領号を拝領した。また、長門掾は明暦四年（一六五八）に正本『身かはり問答』を京都で出版している。彼は『松平大和守日記』にその名は見られないが、この正本に「天下一長門掾藤原為英江戸さつま若太夫」と記しているので薩摩太夫直系の太夫と考えられ、受領による院参に伴い、その御披露目として京都で興行活動を行った可能性もある。

それらのことから、江戸風が上方の古浄瑠璃に移入され、虎屋喜太夫の入洛と、『万歳躍』に、

四条河原を、けんぶつに、まかつたりや、たうせいのできものが、あまたござる。かぞへくみれは、とらやが今川、花見だうしんは、與三郎かゑ物、宮内がさ、きもんだう、藤八かたうわ、さないか松風に、ふんとくがだうけ、さてもその、ちは、むら山が座には千之丞が舞の手に：

と記されたその華々しい活躍により、江戸古浄瑠璃の上方古浄瑠璃への影響は絶大なものとなつていったと考えられるのである。

### ③井上播磨掾

井上播磨掾は、大坂における浄瑠璃の開祖で、明暦四年（一六五八）五月二十九日に大和少掾を受領した。大和少掾や伊藤出羽掾の受領により、それまで伊勢嶋宮内や若狭左内が京より下つて「正日五日づつ興行」していた大坂で、

本格的な浄瑠璃興行が始められ、その系譜は後世の義太夫以降の黄金時代へと発展していく。先述のように播磨掾は、金平浄瑠璃を語るなど、江戸風の作品をよく語つた太夫で、曾我物を語つたこともまた、江戸古浄瑠璃の影響によるものと考えられるのである。『声曲類纂』には、虎屋源太夫の弟子と記されるが、その上洛年と、大和少掾を受領した年から、それは誤りであろうことは先述の通りである。また、若月保治氏は、源太夫より先に入洛した喜太夫に師事したのではないかと推定している。しかし、安田氏は、上方の太夫より江戸の太夫の受領時期が早いことから、喜太夫以前に江戸の太夫が京都で興行活動を行ったことが予想され、それが、金平物が江戸と上方ではほぼ同時期に作品が作られたことなどにつながる、とした。

播磨掾がなぜ江戸風の作品を語りだしたのか、その理由は定かではないが、いずれにしても播磨掾の古浄瑠璃題材は、伝存正本の「平らのこれもり紅葉狩り」、「頼義金剛山合戦」、「今川物語」、「にたん四郎」、「源平敵討の遺恨」、「鎮西八郎為朝」など武勇物が多く、薩摩太夫系統の江戸古浄瑠璃に近い。曾我物としては、万治四年（一六六一）の刊記を持ち、「天下一大和少掾藤原貞則」と記された「三日目 石橋山合戦」、延宝二年（一六七四）刊行の「忍四季揃」所収「ぜんじほうそが」があり、その他「根元曾我物語」

『大曾我富士卷狩』『頼朝七騎落』『河津相撲の遺恨』は題のみ『外題年鑑』に記される。

また、長友氏が「読書記事」としてあげた「家乗」の記事が、芸能記事の読み間違いであることは先述のとおりである。浄瑠璃正本『曾我物語』の存在は、『松平大和守日記』万治四年（一六六二）二月十三日条で確認でき、

昔とかはりたる事は、さま／＼有といふうちに、上りのさふしいろ／＼出来たり。あらましかそへて見るに、内にせつきやうのさうしも有、よき物の本はすくなし。思ひいたし次第に書のせる

という記述の後、十一の説経、百五十八の浄瑠璃の草紙の題を列記する。この「上りのさふし」の中に、曾我物は『曾我物語』『和田酒盛』があげられている。万治年間（一六五八〜一六六一）以前の刊記を持つ浄瑠璃正本の『曾我物語』は現存しないため、その詞章や、語った太夫は不明であるが、元禄五年（一六九二）に江戸鑑屋から刊行された七日分の曾我物古浄瑠璃が現存する。

和辻哲郎氏は、この七日分の曾我物古浄瑠璃「ゆいせき浄』『曾我物語』『三日め石橋山』『四日めきりかね』『五日め小袖曾我』『六日め十番切』『七日目ぜんじそが』の七曲のうち、「石橋山」「ふじのまきがり（六日め十番切）」「ぜんじそが」は播磨掾正本であるとし、「七篇の内三篇までが

播磨掾と結びついているとすれば、浄瑠璃曾我物語が全体として播磨掾に関係を持つていることは、ほぼ認めてよいと思はれる」と述べている。<sup>52</sup>

この鑑屋版七日分の曾我物古浄瑠璃は、再刻本であり、原本の存在が予想される。すなわち、二日目「曾我物語」の原本は、『松平大和守日記』に「上りのさふし」として記された『曾我物語』と考えられている。<sup>53</sup> 鑑屋版二日目『曾我物語』は、曾我兄弟の父河津三郎が工藤祐経の郎党である大見、八幡に殺される話を中心とした作品で、兄弟による敵討ちの直接の原因を描く。そのため、「根元曾我物語」とも呼ばれる。播磨掾の作品にも外題のみ知られる「根元曾我物語」があり、その題から双方が近似した内容を持つことは確実である。また、題のみ知られていた播磨掾の作品「根元曾我物語」が、実際に語られていたことが、今回、『家乗』の記事により判明したことになる。よって、七日分の曾我物古浄瑠璃のうち、『曾我物語』に該当する作品が、播磨掾にあることはほぼ確実である。

#### 第二節 「松平大和守日記」における曾我物古浄瑠璃、歌舞伎について

では、具体的に「松平大和守日記」の曾我物古浄瑠璃、歌舞伎の上演記事について見ていきたい。上演記事の表を文末に添付したので、それと併せて御覧いただきたい。ま

た、今回は、曾我物古浄瑠璃を論考の中心とするが、『松平大和守日記』の上演記事において、歌舞伎も論考に加えたのは、その演目に該当する古浄瑠璃作品が存在するためである。

『松平大和守日記』に見える曾我物の古浄瑠璃、歌舞伎の上演記事を集計すると、七つの演目が演じられていることがわかる。

最も上演回数が多いのは「小袖曾我」である。万治四年（一六六一）四月二十九日、寛文二年（一六六二）九月二十二日、同三年十月二十五日、同八年（一六六八）十二月二十四日は古浄瑠璃として、元禄二年（一六八九）三月二十五日は歌舞伎として上演されている。先述のとおり、寛永二十年（一六四三）刊行と推定される「小袖曾我」は薩摩太夫の正本として伝存しており、その詞章は、全文、幸若舞曲「小袖乞」の詞章をそのまま用いてあり、古浄瑠璃の定式句を添え、六段に切られてはいるが、五、六段の間以外は会話の途中で切られており、古浄瑠璃の表面的な体裁を整えただけのものではあった。元禄五年（一六九二）に鑑屋から出版された七日分の曾我物古浄瑠璃「五日め小袖曾我」は六段構成で三、四段目には舞曲「小袖乞」の詞章がそのまま組み込まれており、それ以外は物語から成る。寛永二十年版との構成の相違は、単に古浄瑠璃曲として発達

した結果とも考えられるが、三、四段目に舞曲の詞章がそのまま組み入れられていることは、初期作品とも考えられ、薩摩太夫の作品以外の「小袖曾我」が存在したとも考えられる。

次に古浄瑠璃での上演回数が多いのは、「追善曾我」で、万治四年（一六六一）三月十九日、寛文七年（一六六七）五月二日、延宝二年（一六七四）五月十九日に上演されている。また、寛文二年（一六六二）五月三日、同年八月十八日には、歌舞伎として記事になっている。日記では、「追善曾我」の名称で記されるが、正本は「ぜんじそが」の名称で記され、同名の謡曲が存在する。また、刊年、太夫共に不明の正本と七日分曾我物古浄瑠璃の「七日めぜんじそが」が残り、これらはほとんど同じ詞章である。また、延宝二年（一六七五）刊行の井上播磨掾段物集「忍四季揃」に「ぜんじほうそが」が所収される。これも、文末に細かな相違があるのみで、ほぼ同一の詞章である。また、万治四年（一六六一）三月十九日にこれを語っている太夫、筑後掾が、薩摩系の太夫とされることから、薩摩太夫浄雲も、この「ぜんじそが」を語った可能性があるのではないだろうか。

その次は、「きりかねそが」で、寛文二年（一六六二）六月十一日、同七年（一六六七）五月二日に上演されている。

幸若舞に同名の曲が存在し、現存正本に、同詞章の刊年、  
大夫が不明の正本と七日分の曾我物古浄瑠璃の「四日めき  
りかね」がある。概して物語の本文による詞章で、そこに  
舞曲「切兼曾我」の詞章が組み込まれ、六段目には、舞曲  
「元服曾我」にあたる部分が物語から組み込まれている。こ  
の付加は、当時の古浄瑠璃が六段構成だったため、便宜的  
に組み込まれたものかと推定される。寛文二年（一六六二）  
六月十一日に語った肥前掾は、日記にあるように丹後掾の  
子である。寛文七年（一六六七）五月二日に「切兼曾我」  
を語った虎之助は、後の土佐少掾であり、寛文九年（一六  
六九）二月二十二日条から、肥前掾座に名を連ねるようにな  
る。また、寛文五年（一六六五）刊行の正本「あつた大  
明神御本地」に「天下一ちくご代次とらの助」とあり、安  
田氏は「ちくご代次」を、「筑後世継ぎ」と読むと考えられ、  
正本が刊行された寛文五年（一六六五）の段階で筑後掾は  
死去し、虎之助を後継者としたのではないだろうか、と考  
えられている。

寛文二年（一六六二）九月二十三日に古浄瑠璃、同三年  
（一六六三）四月二十一日に歌舞伎として「和田酒盛」が上  
演されている。幸若舞の「和田宴」に該当する曲である。  
正本は、寛文四年（一六六四）の刊記を持ち、「天下一さつ  
ま大夫」と記された『和田酒盛』がある。横山氏は、この

正本を薩摩外記のものとするが、和田氏は『松平大和守日  
記』において薩摩系の大夫である筑後掾が語っていること  
から、薩摩大夫浄雲の正本である、とした。詞章は六段で、  
その詞章はほとんどが舞曲「和田宴」により、「小袖曾我」  
のように無秩序な段分けではなく、内容上、比較的まとま  
ったところで区切られている。しかし、この正本が寛文の  
刊記を持つにもかかわらず、このような古浄瑠璃時代前期  
の体を持つのはなぜだろうか。塚崎進氏は、その理由を、  
和田酒盛は幸若舞でも古曲であり、始祖の古曲は変曲を許  
さないのが、芸能史上の原則で、「和田酒盛」に限れば、同  
じ詞章とするのが、芸能者としての心構えだったのでな  
いか、と推定する。

貞享二年（一六八五）八月十四日、元禄六年（一六九三）  
二月十八日には古浄瑠璃で「富士巻狩」が上演され、日記  
の記述から、「小袖曾我」「十番切」が組み合わされた作品  
であることがわかる。「富士巻狩」には、二種類の正本があ  
り、一つは舞曲の「夜討曾我」「十番切」を該当したもの、  
もう一つはそれに「小袖曾我」が組み合わされたものであ  
る。井上播磨掾の作品で題のみ知られる「大曾我富士巻狩」  
があるが、正本は現存していない。

延宝八年（一六八〇）四月六日に歌舞伎として「十番切」  
が上演されている。幸若舞に同名の曲があり、七日分の曾

我物古浄瑠璃に「六日め十番切」がある。

元禄五年（一六九二）正月十八日に「世継曾我」が歌舞伎で上演されている。「世継曾我」は、近松門左衛門が天和二年（一六八二）に宇治加賀掾のために書いた作品である。

物語の後日譚として新たに創作され、今までの「曾我物語」にない斬新な風をもって芸能史上に登場した。「今昔操年代記」に「取分世継曾我上るり諸人もてはやしけり」「立子這子、此二所のふし事口まねせぬ者なし」と記されるほど盛行したのである。後に、貞享元年（一六八四）大坂道頓堀にて竹本座を旗揚げした際、その御披露目として義太夫によって語られ、たいそうな評判をとった。以来、義太夫節でも語られるようになるが、この時は、どちらで語られたか定かではない。

このように、「松平大和守日記」の曾我物上演記事をまとめてみたが、改めてわかったことは、

①薩摩系の太夫による曾我物の上演記録が多い。

②薩摩系の太夫が語った曾我物に関連するであろう播磨掾作品が存在する。

③初期の歌舞伎における曾我物は、古浄瑠璃作品を経て、歌舞伎化されている。

である。薩摩太夫の人氣を示す記事が日記内に見られることから、薩摩系の太夫が特徴的に語った曾我物もまた、人

気があったに違いない。丹後掾、肥前掾もまた、曾我物を語ってはいるが、それはやはり曾我物人氣のためと考えられる。

むすびにかえて

以上、見てきたように江戸歌舞伎における慣習化以前、曾我物は古浄瑠璃によって上演され、薩摩太夫系の太夫らの語りによってすでに人氣を博していたと考えられる。また、薩摩太夫系の太夫が語った曾我物は、播磨掾の作品として知られる「ぜんじそが」をも含んでいた。「富士巻狩」の上演については、「松平大和守日記」に太夫名が記されていないので誰が語ったのか不明であるが、江戸で上演されていたことは間違いない。これらのことから、播磨掾作品には、江戸古浄瑠璃からの影響が明らかに伺えるのである。薩摩太夫と播磨掾の作品上のつながりについても、正本の有無などにより明確なものではないが、「松平大和守日記」の曾我物上演記録を中心に、記録上のつながりとして把握できる。

しかし、古浄瑠璃時代の太夫の動向については、不明な部分が多く、古記録をもってしても証明できない部分が多々あり、史学的アプローチとして不足が残ってしまった。また、本来なら薩摩系太夫の系譜が歌舞伎にどのようなよう

ながっていくのかを指摘するところまで考慮すべきである  
うが、今回は江戸での上演記録に関して論考をまとめるの  
みに留まった。けれども、古浄瑠璃での曾我物上演は、浄  
瑠璃と歌舞伎の芸能的本質が異なるとはいえ、歌舞伎にお  
ける曾我物盛行への布石であり、直接的な相互関係を持つ  
ことは明確だと考えられるのである。

「松平大和守日記」における曾我物古浄瑠璃、歌舞伎に関する記事一覧		年号	西暦	月日	場所	芸能	演目	演者	記事
万治四年	一六六二	二月十三日	江戸屋敷	浄瑠璃	ついでんそか	江戸筑後掾	所蔵する浄瑠璃、説経の草紙を数える 上るりの中に曾我物語、和田酒もり 大藏虎、化ハイ坂遊女ハコネにて合 念仏ヲトリ有 越前殿への振舞い 大谷留齋見物に遣す		
寛文二年	一六六二	四月二十九日	江戸屋敷	上るり	小袖曾我	丹後掾	肥前操清政(丹後掾の子)	狂言付のあらまし写し 霊台院、お延殿、藤太郎振る舞い	
寛文二年	一六六二	五月三日	堀町古伝内座	歌舞伎	ついでんそか	肥前操清政	祝言のための振舞い 前日と同様に振舞い	小姓らを芝居に遣す	
寛文二年	一六六二	六月十一日	江戸屋敷	上留理	きりかねそが	筑後掾	家来の者江戸にて氣話めに付操言付、 いつれもそらい候て我出る	切りかねそか三段ながら虎之助語る、 呼びつけたのは伊勢大掾	
寛文二年	一六六二	八月十八日	いにしへ座	歌舞伎	ついでんそか	虎之助	薩摩浄雲		
寛文二年	一六六二	九月二十二日	江戸屋敷	上るり	小袖曾我	伊勢大掾	今夜荷中氣話骨折の馳走として 久太郎と同道し、見物へ行く		
寛文二年	一六六二	九月二十三日	江戸屋敷	上るり	和田酒盛	森田勘弥座狂言師	何も長袴にて能		
寛文二年	一六六二	十月二十一日	古都伝内座	歌舞伎	わださかもり	虎之助			
寛文二年	一六六二	十月二十五日	薩摩太夫座	上るり	小袖曾我	薩摩浄雲			
寛文七年	一六六七	五月二日	江戸屋敷	浄瑠璃	切兼曾我、ついでんそか	虎之助			
寛文八年	一六六八	十二月二十四日	大小姓話所	浄瑠璃	小袖曾我	伊勢大掾			
延宝二年	一六七五	五月十九日	吉原	浄瑠璃	ついでんそか	伊勢大掾			
延宝八年	一六八〇	四月六日	江戸屋敷	歌舞伎	十番切	森田勘弥座狂言師			
貞享二年	一六八五	八月十四日	浄瑠璃小屋	浄瑠璃	富士巻狩小袖曾我、十番切				
元禄二年	一六八九	二月二十五日	歌舞伎	歌舞伎	小袖曾我				
元禄五年	一六九二	正月十八日	江戸屋敷	歌舞伎	世継曾我				
元禄六年	一六九三	二月十八日	江戸屋敷	浄瑠璃	富士巻狩				

注

- (1) 角川源義「角川源義全集」第二卷、角川書店、一九八七年（初出は一九六九年）。
- (2) 郡司正勝校注「日本古典文学体系 歌舞伎十八番集」、岩波書店、一九六五年。所収のものを参考にした。
- (3) 山田香代子「曾我物狂言の形成―新春狂言に関連して―」『成蹊国文』五号、一九七二年。
- (4) 田口章子「歌舞伎と人形浄瑠璃」、吉川弘文館、二〇〇三年。
- (5) 芸能史研究会編「日本庶民文化史料集成」第十二卷、三一書房、一九七七年。所収のものを参考にした。
- (6) 鳥居フミ子「曾我我物古浄瑠璃について―現存正本の詞章を中心として―」『実践女子大学紀要』第六集、一九五九年。
- (7) 本稿でも鳥居氏前掲論文による古浄瑠璃前期、後期の区分をそのまま使用する。
- (8) 塚崎進「曾我物語并ニ曾我物の研究」、笠間書院、一九八八年。
- (9) 村上学「曾我物語の基礎的研究」、風間書房、一九八四年。
- (10) 和歌山大学紀州経済史文化史研究所編「紀州藩石橋家 家乗」、清文堂、一九八四年。
- (11) 長友千代司「紀州藩石橋家 家乗」の読書記事、「近世の読書」、青裳堂書店、一九八七年。
- (12) 土田衛「家乗」の芸能記事一覧、「芸能史研究」八十四号、一九八四年。
- (13) 「清閑寺熙房卿記」による。（安田富貴子「浄瑠璃太夫受領に關する一考察」『国語国文』三十三卷七号、一九六四年）に掲

載されているものを参考にした。）

- (14) 「外題年鑑」に題が記されているのみの作品。「外題年鑑」は、『国書刊行会編「新群書類従」第五、第一書房、一九七六年』所収のものを参考にした。
- (15) 秋本鈴史「金平浄瑠璃成立の基盤―明暦、万治頃の連作物の浄瑠璃―」『語文』四十三号、一九八四年。
- (16) 貞享二年（一六八五）三月二十六日条、江戸にて申楽で「夜討曾我」を上演、同四年（一六八七）八月一日条、江戸にて申楽で「夜討曾我」を上演、元禄五年（一六九二）一月十六日、和歌山にて宇治加太夫（加賀掾）による「浄瑠璃操」の「世継曾我」上演、同年二月七日、和歌山にて宇治加賀掾による「浄瑠璃」の「世継曾我」上演が行われているが、対象芸能、地域の相違などから、上演記録に関する論考に含めなかった。
- (17) 若尾政希（『太平記読み』の時代）、平凡社、一九九九年。
- (18) 福田晃「曾我語り」の世界―真名本曾我物語の原風景―『文学』五十七卷五、六号、一九八九年。
- (19) 青木国夫編「七十一番職人歌合・職人尽絵・彩画職人部類」、恒和出版、一九七七年。
- (20) 徳田和夫「室町期の民俗社会と曾我物語」『別冊国文学解釈と鑑賞 曾我物語の作品宇宙』、二〇〇三年。
- (21) 横道萬里雄校注「日本古典文学大系 謡曲」下、岩波書店、一九六三年。所収のものを参考にした。
- (22) 村上学「語り物の諸相―小山弘志編「日本文学史 中世」、至文堂、一九九〇年。
- (23) 村上氏注（8）前掲著書。

- (24) 麻原美子「幸若舞曲小考」『文学』三十五卷十号、一九六七年。
- (25) 福田晃「『曾我物語』から幸若舞曲へ―その序説として―」川口久雄編『古典の変容と新生』、明治書院、一九八四年。
- (26) 鳥居氏注(6)前掲論文。
- (27) 清水真澄「曾我と祭り」『別冊国文学解釈と鑑賞 曾我物語の作品宇宙』、二〇〇三年。
- (28) 野間辰之編『完本 色道大鏡』、友山文庫、一九六一年から引用した。
- (29) 安田富貴子「天下―薩摩太夫小考―観覧、受領記事を中心に―」『国語国文』四十二卷六号、一九七三年。
- (30) 鳥居フミ子「元禄以前の江戸古浄瑠璃―杉山丹後掾と薩摩浄雲の系譜―」『国語と国文学』四一四号、一九五八年。
- (31) 安田氏注(29)前掲論文。
- (32) 「涼源院殿御記」記事は寛永十三年(一六三六)十月七日、杉山丹後掾の受領は「色道大鏡」によれば、承応元年(一六五二)夏である。
- (33) 秋本鈴史「寛永期の浄瑠璃」『岩波講座 歌舞伎、文楽』七卷、岩波書店、一九九八年。
- (34) 和田修「薩摩外記研究」『演劇学』二十九号、一九八八年。
- (35) この説は、水谷不倒、黒木勘藏、高野辰之、若月保治氏らによって提唱されていた。
- (36) 「清閑寺廻房脚記」による。(安田氏注(30)前掲論文に掲載されているものを参考にした。)
- (37) 国書刊行会編『新群書類従』第六、第一書房、一九七六年から引用した。
- (38) 藤田徳太郎校訂『声曲類纂』、岩波書店、一九四一年から引用した。
- (39) 安田富貴子「群雄割拠の時代」『岩波講座 歌舞伎、文楽 七卷 浄瑠璃の誕生と古浄瑠璃』、岩波書店、一九九八年。
- (40) 横山重「古浄瑠璃正本集」第二、角川書店、一九六四年。
- (41) 阪口弘之「金平浄瑠璃と東西交流―丹波少掾・播磨掾・出羽掾―」『岩波講座 歌舞伎、文楽』七卷、岩波書店、一九九八年に掲載されているものを引用した。
- (42) 安田氏注(39)前掲論文。
- (43) 小野晋校訂『近世初期遊女評判記集 本文編』、古典文庫、一九六五年に所収のものから引用した。
- (44) 安田氏注(39)前掲論文。
- (45) 「色道大鏡」による。
- (46) 「清閑寺廻房脚記」による。(安田氏注(29)前掲論文に掲載されているものを参考にした。)
- (47) 安田氏注(39)前掲論文。
- (48) 安田富貴子「明暦万治頃の京都」横山重校訂『古浄瑠璃正本集 第六』、角川書店、一九六七年に掲載されているものを引用した。
- (49) 「南水漫遊」による。(安田氏注(39)前掲論文に掲載されているものから引用した。)
- (50) 若月保治「古浄瑠璃の新研究」、新月社、一九三八年。
- (51) 安田氏注(39)前掲論文。
- (52) 和辻哲郎「日本芸術史研究」、岩波書店、一九七一年。

- (53) 鳥居氏注 (6) 前掲論文。
- (54) 鳥居氏注 (6) 前掲論文。
- (55) 鳥居氏注 (6) 前掲論文。
- (56) 鳥居氏注 (6) 前掲論文。
- (57) 鳥居氏注 (6) 前掲論文。
- (58) 安田氏注 (48) 前掲論文。
- (59) 横山氏注 (40) 前掲著書。
- (60) 和田氏注 (34) 前掲論文。
- (61) 塚崎氏注 (8) 前掲著書。
- (62) 国書刊行会編『新群書類従』第六、第一書房、一九七六年  
所取のものから引用した。

# 須田春子先生について —野口研究室寄贈本の旧蔵者—

細川光成

はじめに

京都女子大学宗教・文化研究所の共同研究室および野口研究室にある大日本史料・大日本古文書・大日本古記録・史料大成・群書解題・古事類苑・国史大系等は、東京都渋谷区にある青山学院大学の名誉教授故須田春子先生の御蔵書だったものです。これらは先生の御遺言で奈良平安文化史研究会（後述）に寄贈されましたが、散逸させず一括して保管する場所がないということでずっと私の家でお預かりしていました。一昨年、先生の教え子の一人であられる野口実氏の研究室で引き取って下さるということで、多くの研究者や学生の方々のお役に立つようにお送りしました。

## 経歴

先生は明治四十二年に宮城県遠田郡南郷村でお生まれになり、その後、御一家は東京府豊多摩郡渋谷町（現、東京都渋谷区）に移転しました。渋谷町立小学校・青山女学院高等女学部・東京女子高等師範学校（現、お茶の水女子大学）で学ばれ、昭和六年四月に宮城県古川高等女学校教諭

にられました。

同校に五年間勤務された後、歴史学を本格的に究めたいとの強い意志により、昭和十一年四月に東京文理科大学（筑波大学の前身東京教育大学の元になった学校の一つ）に御入学なさいました。

当時、女子に対する大学の門戸は非常に狭く、女子が入学出来る大学は昭和四年に創立されたこの東京文理科大学しかなかったようです。女子の大学入学はセンセイシヨナルな出来事で、先生の事は宮城県の地元新聞河北新報の記事になりました。入学試験の準備として西田直二郎著『日本文化史序説』等を読まれたようですが、私などは大学生の時にゼミの先生（須田先生の文理大の後輩に当たる鶴岡静夫先生）に薦められて読んだ事を思うと、当時の大学のレベルの高さが察せられます。

こうして、須田先生は日本で三人目の日本史専攻女子大生として三年間過ごされました。教授だった松本彦次郎先生や助教だった肥後和男先生とは卒業後も御交流があり、病床を見舞われたり、墓参りもされたそうです。長年

気にかかっていた青森県にある松本彦次郎先生の墓参りを済ませてほっとしたと、いつだったか話されたことがあります。先生の卒業論文は「鎌倉時代における国風と現実」でした。同級生には、後に民俗学者として有名になった和歌森太郎氏もいたそうです。

大学を卒業後、昭和十四年九月に大阪府豊中市梅花女子専門学校（現、梅花女子大学）教授に就任されました。しかし食料事情悪化と過労のため健康を害され、結核が進行したため昭和十八年九月に退職し東京に戻り、世田谷区三軒茶屋で療養生活に入られました。

昭和二十年二月、青山学院高等女学部教諭になり、以後、大学第二部助教授・文学部第二部教授として一般教育課程歴史学を担当され、同四十三年四月の文学部史学科開設により、教授として古代史を担当されました。

### 研究・業績

昭和十六年以降十年の空白（史料を読むことに専念されていたようです）の後、二十六年から三十四年までに十篇程の小論文をお書きになり、三十五年以降は「道長の後宮独占と怨霊」・「水主内親王とその所蔵経」・「石川年足願経に関する試論」・「大般若経書写に現れた仲麻呂・道鏡の相剋」他の論文を発表されました。また、四十八年に

は共編で『平安朝服飾百科大辞典』を出されました。

大学を定年退職された後、それまでの研究の集大成として『律令制女性史研究』・『平安時代後宮及び女司の研究』を刊行され、筑波大学から博士号を取得なさいました。野口実氏のお話ではこの二冊の御著書は研究者の間で高く評価され、論文等に引用されているのをよく見かけるといふことです。また、吉川弘文館の『国史大辞典』や日本図書センターの『日本女性人名辞典』にも執筆なさいました。

### 須田先生の思い出

私は野口実氏と大学の同級生で、須田先生の定年退職数年前の教え子です。私は先生のゼミやアドバイザーグループ（先生と学生の親密関係構築のためのグループ）には入っておらず、日本史概論の講義を受けただけです。先生は授業中に私語を続けている学生に対し、「そこはやかしい」と注意なさいました。男の先生でも、「やかましい」と頭ごなしに注意する先生はいなかったもので、これが印象に残っています。しかしその言い方はただ私語をやめさせたいだけで、その学生への嫌悪感を含まないものでした。

先生は物事に筋を通す毅然とした方でしたが、独身で子供がいなかったせいか学生への関心が強く、学生を見る目には温かいものがありました。昭和三十四年以降お住まい

だった神奈川県市と私が住む相模原市は隣接しており、私が出た高校名は先生もご存知で、学生の中にその出身者がいるということを気に留めて下さいました。

卒業後、友達と三人で先生のお宅に遊びに伺ったことがあります。二階の和室に通されて座ると、まだ一人前とも言えない私達に対して先生は畳に手を付いて挨拶されたので恐縮しました。帰路、「やっぱり明治生まれの人は違うね」と友達と一人が言っていました。それから数年して、また友達と一緒に遊びました時に、研究会をやっているのに入らないかと誘われて、入れていただくことになりました。先生は「目の見える内は勉強よ」とおっしゃって、晩年になつてからでも新しい本を購入されていました。

お宅の百坪程の敷地内に甥御さんも家を建てて御家族で住んでおられました。食料品等の買物は甥御さんの奥さんがなさっていたようです。

#### 奈良平安文化史研究会

先生は昭和五十年の定年退職直後に後輩の研究者や大学院修了の教え子達を対象に研究会を始められました。場所は最初の数年は青山学院大学、その後は御自宅でした。私は途中から参加させていただきましたが、教材は藤原実資の日記『小右記』でした。史料の中で『小右記』は最も難

解なものの一つだということでした。

研究会は月に一度、土曜日の午後三時から出席者は四、五名でした。私は職場の中学校から近かったのですが、片道一、二時間かけて通つて来る人がほとんどでした。内容は一回分として二頁程を会員が交代で調べて来て説明し、先生が補足をされるというものでした。学部しか出ていない私は最初の一年半位はただ聞いているだけでした。終わると、先生は出前の夕食をこちそうして下さいました。

若い研究者の論文発表の場が乏しいということで、この研究会で『古代文化史論叢』という機関誌を年に一度発行する事にしましたが、その費用の大半は先生が負担なさいました。機関誌の発刊にあたり、会の名前を付けねばならないということで、奈良平安文化史研究会とし、事務局は先生のお宅に置くことになりました。この研究会は平成七年十二月に先生が八十六歳で御逝去された後も、東京の法政大学の小川先生の御厚意により、同校教室をお借りして二年程続けられました。

#### おわりに

先生は大学卒業後、大学時代の恩師肥後和男先生のお宅での研究会に参加されていたそうです。定年退職後、研究会を始められたり機関誌を発刊されたのは一つには肥後先

生への恩返しの意味もあつたようです。現在、私は須田先生への恩返し的气持も込めて月に一度神奈川県海老名市の市民を対象とした近世地方文書の解説講座の講師をします。

二〇〇六年

宗教・文化研究所ゼミナール活動記録

一月十六日 『吾妻鏡』 講読会

二月 二日 『百練抄』 講読会

六日 『吾妻鏡』 講読会

例会 佐伯智広氏「高倉皇統における家産

の伝領」

二三日 伊豆調査旅行事前学習会

二六～二八日 伊豆調査旅行

三月九・一〇・一三・一四日 論文講読会

例会 坂口太郎氏「後醍醐天皇寺社重宝蒐集考」

二十日 『吾妻鏡』 講読会

四月 十日 『吾妻鏡』 講読会

十九日 古文書講読会

二四日 『吾妻鏡』 講読会

二五日 古文書講読会

五月 一日 『吾妻鏡』 講読会

八日 『吾妻鏡』 講読会

九日 古文書講読会

『百練抄』 講読会

一五日 『吾妻鏡』 講読会

一六日 古文書講読会

『百練抄』 講読会

二九日 『吾妻鏡』 講読会

三十日 古文書講読会

例会 有村芳恵氏「南北朝内乱における和

平交渉」

六月 五日 『吾妻鏡』 講読会

一二日 『吾妻鏡』 講読会

一三日 古文書講読会

一九日 『吾妻鏡』 講読会

二〇日 古文書講読会

『百練抄』 講読会

二四日 京都女子大学宗教・文化研究所公開講座

『英雄と鎮魂』(シリーズ 東山から発信す

る京都の歴史と文化⑧)

「為朝・義経

——日本的『英雄』の条件について——」

神戸大学文学部助教授 樋口大祐氏

「安元三年の崇徳院鎮魂

——天下静かならず——」

専修大学非常勤講師 樋口州男氏

七月 三日 『吾妻鏡』 講読会

四日 古文書講読会

『百練抄』 講読会

一〇日 『吾妻鏡』 講読会

一五日 卒論準備報告会

尻池由佳氏「撰関家と宇治 ―別業邸宅の集

中と散在を考える―」

伊藤明日香氏「カブク曾我」

西川真由氏「狛犬の原像と由来について」

三一日 『吾妻鏡』 講読会

八月二八・二九日 書評会

九月一九日 古文書講読会

九月三〇日・一〇月一日

宗教・文化研究所共同研究 準備合宿

「撰関家の空間における政治と文化（中世前

期の宇治に関する総合的研究）」

野口 実氏「『権門都市』としての宇治」

大原 瞳氏「宇治市域における土器様相」

平等院創建前後を中心に」

佐伯智広氏「後白河院の保元三年宇治御幸」

長村祥知氏「承久の乱における宇治川合戦」

岩田慎平氏「都市宇治形成試論

―道長期を素材に―」

佐藤英子氏「平等院宝藏・経藏と撰関家家司

と『玉葉』に見る九条兼実家司を中心に」

田中裕紀氏「文学における宇治」を考える諸

前提」

一〇月二日 『吾妻鏡』 講読会

九日 卒論準備報告 尻池由佳氏「撰関家と宇治

―別業の集中と散在を考える―」

一六日 『吾妻鏡』 講読会

二三日 『吾妻鏡』 講読会

二六日 古文書講読会

三〇日 『吾妻鏡』 講読会

卒論準備報告 山岡瞳氏「女院と院司」

一二月 六日 『吾妻鏡』 講読会

十三日 『吾妻鏡』 講読会

卒論準備報告 伊藤明日香氏「曾我物語享受

考―近世前期を中心として―」

二十日 『吾妻鏡』 講読会

二七日 『吾妻鏡』 講読会

一二月 四日 『吾妻鏡』 講読会

十一日 『吾妻鏡』 講読会

旅行記 二〇〇六年二月二十六日～二十八日

## 伊豆調査旅行記

山岡 瞳

二〇〇六年二月二十六日、天気予報通りの大雨の中、二泊三日の伊豆調査旅行は始まりました。初日は、京都を朝八時に出発し、東名高速道路沼津インターから、三島大社を（山田邦和先生一行は、富士川の合戦の後、源頼朝が義経と対面を果たした黄瀬川の宿を見学）見学しました。宝物館では、治承七年に発給された源頼朝の下文などが展示されており、参加者は大変興味深く見入っていました。

また、夕食には、三島名物のうなぎを食べることができました。おなか一杯になりホテルの部屋に戻ったところ、お風呂が壊れ、別の部屋（「デラックスルーム」）に移動しなければならぬ目に会いましたが、充実した一日となりました。

翌二十七日は、前日の大雨からは想像もつかないようないいお天気に恵まれました。まず、熱海を経由して（尾崎紅葉の小説『金色夜叉』の一場面をモチーフにした像を見ることができました）、真鶴岬に向かいました。その途中では、綺麗に富士山をみることでできるスポットに遭遇し、

前日には全く見ることができなかったため、感動も一入でした。真鶴岬では、三浦半島がはつきりと見え、その向こうには、房総半島がぼんやりと見ることができ、頼朝が石橋山の合戦の後に船出したルートについて、野口先生の解説を聞きながら再確認することができました。

伊豆山神社を見学の後、伊東を経由して修善寺に移動しました。その途中、平氏追討で活躍した田代信綱の墓を偶然にも見つけ、立ち寄ることもできました。修善寺では、修善寺はもちろんのこと、宝物館を見学の後、源頼家墓・源範頼墓・安達盛長墓など、『吾妻鏡』を講読している当ゼミにとっては見落とすことのできない史跡ばかりで興奮しました。

そして、最終日の二十八日は、あいにくの曇り空の中、修善寺から韮山に移動し、伊豆の国市教育委員会の池谷初恵先生・山田康雄先生の丁寧な解説を聞きながら、まず北条氏邸跡の発掘現場を見学しました。伊豆北条氏がどのような存在だったのか考える上で大変重要な遺跡であること

を体感しました。また、北条氏邸跡の前には、狩野川が流れており、水運との関係も視野に入れながら考える必要性を再認識することができました。

さらに、両先生のご案内により、堀越御所跡・願成就院・守山を見学しました。最後に登った守山からは、伊豆平野一帯を見渡すことができ、治承四年に北条氏の館から山木兼隆の館まで、どのようにして攻めていったのか、実際に目で見て確認することができました。池谷先生・山田先生、お忙しい中、ご案内していただき、ありがとうございました。

その後、真珠院・伝蛭カ小島跡・伝山木兼隆邸跡・葦山郷土史料館などを経て帰路につきました。

最後になりましたが、野口先生・山田先生、行く先々で丁寧な解説をしてくださり、ありがとうございました。また、安全運転に努めてくださった野口先生・山田先生・岩田慎平さん、お疲れ様でした。そして、幹事の山内梓さん・山本陽一郎さん、何から何までお世話になりました。



北条氏邸跡にて（2006年2月28日）佐伯智広氏撮影

## 執筆者紹介

岩田 慎平……関西学院大学大学院文学研究科博士後期課程

京都女子大学宗教・文化研究所共同研究員

長村 祥知……日本学術振興会特別研究員

京都大学人間・環境学研究科博士後期課程

京都女子大学宗教・文化研究所共同研究員

尻池 由佳……本学文学部史学科四回生

伊藤明日香……本学文学部史学科四回生

細川 光成……神奈川県海老名市市史編纂室嘱託

山岡 瞳……同志社大学文学部四回生

あとがき

発刊当時は、三号雑誌になることを危惧されていた『紫苑』もなんとか五号を迎えることが出来ました。創刊・二号までは版下まで手作り、パソコン操作に通じた永富さん・鈴木君の奮闘振りが思い出されます。その後、編集長の重職は山岡さんにバトンタッチされて、誌面は徐々に重厚感を増しつつあります。この間、多くの方の御助力をいただきましたが、研究所の事務を取り仕切ってくださいという宗教教育センターの皆さまにはお世話になることが多い、とくに前係長の橋本晴子さんには至る所で縁の下の力持ちになっていただきました。橋本さんは本年三月で定年退職されるとのこと。この場を借りて、あつく御礼を申し上げる次第です。

本号には、私の学生時代からの友人である細川光成さんに共通の恩師である須田春子先生所蔵の図書がなぜ当方の研究室に寄贈されるに至ったのかということ併せて須田先生の紹介文を御執筆いただきました。須田先生が亡くなられた後、その旧蔵書のほとんどは細川さんのお宅に預け置かれておりましたが、いろいろご事情もあり、ほかの教え子の方にも相談し、須田先生の御意志を汲んで有効に活用

することを条件に当方にその処置をお任せいただきました。女性が史学の道に志すことが困難だった時代に孤軍奮闘された須田先生にとつては、学問に意欲を燃やす女性たち、御自身が大切にしていただいた図書を活用してもらうことが一番喜ぶべきことだろうと考えます。

なお、寄贈図書の中には、すでに絶版になっている先生の御著書、主宰されていた奈良平安文化史研究会の機関誌『古代文化史論叢』のバックナンバーや先生が学会誌などに発表された論文の抜刷などが多数含まれています。これらについては死蔵は無意味ですから、有効に活用していただける研究室や個人（研究者・学生等）にお配りする方針であります。

さて、本号は研究所共同研究員の岩田・長村両氏の労作に尻池さんの研究ノートを加えて、あたかも「宇治小特集」の趣となりました。次号はまさに共同研究の成果発表の場「宇治特集号」として、いよいよ学術雑誌としての面目を示したいと考えています。共同研究員諸姉兄のご健筆（PC入力でしょうが）を期待するところであります。

（野口 実）

「紫苑」第五号をお届けします。今年の冬は、これが冬？と考えさせられるような暖かい日もあり、過ごしやすいい日が続いています。

今号は、昨年よりスタートした、宇治に関する共同研究の成果の一部を掲載することができ、次号に予定している宇治特集への大きなステップとなりました。また、それと合わせて、雑誌としてのさらなるレベルアップに努めていきたいと思えます。

今年、卒論提出を控えたゼミメンバー（私を含む）が多かったことから、例会の代わりに卒論準備報告会が頻繁に行われました。その都度、先輩方から貴重な意見をいただき、執筆に際し、どれほど助けられたかわかりませんが、ありがとうございます。

最後になりましたが、史料講読会など学術的なことはもちろん、様々な場面でご指導いただいている野口実先生にこの場を借りてお礼申し上げます。また、急なお願いにもかかわらず、快く宇治史料集を提供して下さった長村祥知さん、そして、編集をお手伝いしてくださった岩田慎平さん、本当にありがとうございます。

これからも当ゼミをよろしくお願い致します。感想などお聞かせいただければ幸いです。

（山岡 瞳）

## 紫苑 第五号

二〇〇七年三月十五日 印刷  
二〇〇七年三月三十一日 発行

編集 京都女子大学

宗教・文化研究所ゼミナール

（山岡 瞳）

発行所 京都女子大学 宗教・文化研究所

京都市東山区今熊野北日吉町三五

電話 (〇七五) 五三二一七二二一

H P <http://donkun.ath.cx/~sion/>